臨床法学教育学会創立 10 周年記念第2回プレシンポジウム

日 時: 2017年1月28日(土) 13時30分~17時 開場13時

会場: 早稲田大学(早稲田キャンパス)8号館3階会議室

テーマ: 新しい法曹像を軸とした「教育」と「試験」の統合―――司法制度改革の理念

の再生に向けて

※所属・職位はシンポジウム開催時点のものである。

●開会挨拶・趣旨説明

石田京子(早稲田大学准教授): それでは、時間になりましたので、臨床法学教育学会創立 10 周年記念第 2 回プレシンポジウムを開催させていただきます。私は、本日総合司会を務めさせていただきます、早稲田大学の石田京子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

本日のシンポジウムでは、お忙しい中多くの先生方にご登壇いただきますが、司会の進行上、全て敬称は「さん」で統一させていただきます。どうぞご了承ください。

それでは、お手元のプログラムに沿った形で進行させていただきます。まずはじめに、 臨床法学教育学会理事長、國學院大學教授、弁護士でおられる四宮啓(しのみやさとる) さんより趣旨説明と開会のご挨拶を頂きます。よろしくお願いします。

四宮啓(國學院大學教授、弁護士):皆さまこんにちは。臨床法学教育学会の理事長を仰せつかっております四宮と申します。今日はお忙しい中、また、週末天気の良い中(笑)、わざわざお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

私たちの臨床法学教育学会は、2008年の4月に創立されました。臨床法学教育を普及・発展させようという見地から、わが国における法曹養成の在り方について種々研究・提言を行ってまいりました。しかし、皆さまご案内のとおり、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度は、現在大きな困難に直面しております。

当学会は、今年がちょうど創立 10 周年目にあたるということから、これに向けて昨年から過去 10 年間の法曹養成と法科大学院教育の経過を検証し、また次の 10 年を展望する作業を始めております。

その第1回として、昨年の7月23日に「第1回プレシンポジウム 法曹養成と法科大学院の論点 次の10年に私たちは何をすべきか」を開催いたしました。そこでは、今日もお越しくださっているダニエル・フット (Daniel Foote) 先生に基調講演をお願いしました。またその後、情勢の変化、入学者選抜、カリキュラム、司法試験、臨床教育と司法修習、若手法曹の意見などについてご報告があった後、全体で議論をいたしました。

この第1回のプレシンポは、主として過去10年の検証に焦点が当てられていたと思います。本日は、今後あるべき展望のほうに焦点を当てて、第2回プレシンポ「新しい法曹像を軸とした『教育』と『試験』の統合——司法制度改革の理念の再生に向けて」を開催いたします。

新しい法曹養成制度におきましては、法科大学院教育と司法試験との有機的な連携がうたわれておりましたけれども、両者の有機的連携が、私どもが見る限りは、十分な水準に達したことはなく、制度内の不整合状態が続いていると考えております。

これは、司法制度改革における「点による選抜から、プロセスとしての養成への転換」という理念自体は正しかったものの、法科大学院、司法試験、司法修習という、いわば制度的箱もののプロセスを念頭に置いて、かつ、アウトカムとしての法曹像を明確に確定しなかったために、教育と試験とが旧制度の枠組みから脱却できず、歩み寄りができなかった結果であり、旧制度の温存を許しその上に組み立てた司法制度改革の限界であったといえるかもしれません。

そこで、この事態を抜本的に打開するためには、改めてアウトカムとしての法曹像から 再定義をし、アウトカムを実現するための教育と、その教育の成果を確かめるための試験 の両者を同時的・抜本的に改革し、制度的な統合、今申し上げたように箱ものではない、 いわば真の意味でのプロセス教育への転換を図らなければならないと考えております。

本日は、その現実的でかつ具体的な方法論を既存の前提にとらわれずに議論することで、新しい法曹養成制度の再生の方途を示せればと考えております。

本日は、アウトカムとしての法曹像の現代的展開、アウトカムを実現するための教育である法科大学院教育の革新、その教育の評価としての試験、すなわち司法試験の抜本的改革について報告していただき、パネルディスカッションでさらに議論を深めたいと思っております。

本日は、コメンテーターとして柏木昇東京大学名誉教授、土屋美明(つちやよしあき) 共同通信社客員論説委員・中央教育審議会専門委員、板東久美子消費者庁顧問・元文部科 学審議官、椛嶋裕之弁護士・日弁連法科大学院センター副委員長に、それぞれコメントを お願いしております。活発な議論を期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。 (拍手)

●報告

○法曹像の現代的展開

石田:四宮さん、ありがとうございました。それでは、ここから報告に移りたいと思います。最初に、「法曹像の現代的展開」をテーマとして、浦安市総務部総務課政策法務室主任主事の兵頭直樹さん、それから、筑波大学法科大学院客員教授で弁護士の山口卓男さんに

ご登壇いただきます。お二方、よろしくお願いいたします。

山口卓男(筑波大学法科大学院客員教授、弁護士):皆さん、こんにちは。弁護士の山口と申します。最初に兵頭さんからお話を頂きます。私どもの学会は、教育学会を標榜している以上、現場主義・実証主義でして、その教育の成果が常に問われます。そこで、実例をお示しするところから始めることとします。

今日は、筑波大学の法科大学院の卒業生である兵頭直樹さんに、今どんな活動状況なのか、法科大学院修了生の1つの具体例として皆さまにご紹介したいと思います。では、兵頭さん、お願いします。

兵頭直樹(浦安市総務部総務課政策法務室主任主事): 先ほどご紹介いただきました、浦安市の兵頭と申します。今日はよろしくお願いいたします。それでは、座ってお話しさせていただきます。

本日は、「法曹像の現代的展開」というテーマで、私が、これまで筑波大学の法科大学院、 夜間のロースクールになるわけですけれども、そこで教育を受けて、司法試験に挑み合格 を果たし、司法修習を経て今弁護士登録をしたという一連の経緯がありますので、生の報 告ということで、現場の声ということでご報告させていただければと思います。

それではまず、簡単に自己紹介から進めさせていただきます。今日、実はこのような形で皆さまの前でお話しするのが何分初めての経験ということがありまして、うまくお話しできるかどうか分かりません。ちょっと PowerPoint のほうも簡単なものになって恐縮ですけれども、進めさせていただければと思います。

私は浦安市総務部総務課政策法務室という組織に所属しております。浦安市の場合は、 政策法務室という名前の法務担当が、実際今、正規の職員が 4 人と、再任用という形で定 年になって一度雇用されるという仕組みがあるわけですけれども、その方が 1 人で合計 5 人と、あとは総務課長が政策法務室長を兼務してはいるんですけれども、事実上総務課の 事務のほうが忙しいので、事実上は政策法務室は今、再任用職員を含めて 5 人体制で行っ ているという状況になります。

で、それが一つ私が持ってる身分ですけれども、それともう一つ、今年の1月1日付で 千葉県弁護士会のほうに弁護士として登録をいたしました。事務所は、浦安市役所の所在 地を事務所ということにしておりまして、いわゆる組織内弁護士という扱いになります。 ですので、後で少しお話しさせていただければと思いますけれども、浦安市の場合は、市 役所の中に正規の職員で弁護士を置くということは初めての経験ということがありまして、 実際これからどうなっていくのかというところを今、模索している状況にあります。

で、それからもう一つですね。筑波大学の法科大学院を終了いたしました。これについても、後ほど詳しくお話しさせていただければと思いますが、こちらの山口先生はじめ、 そうそうたる教員の方々のご指導を受けて、今こうして頑張ることができているという状 況になります。

それでは、次のスライドですけれども、法曹資格取得までの道のりというところですが、まず私がもともと浦安市役所の職員でして、入庁したのが平成 15 年になりますので、今がちょうど 14 年目になります。で、もともと法務担当をずっとしていまして、普通は 3 年サイクルぐらいで異動があるはずなんですけれども、なぜか異動がないまま今ずっと総務課で法務担当を、身分を持ったまま今日に至っているという状況になります。

その中で、浦安市の場合は、役所の場合だと指定代理人という地方自治法に基づく制度があるんですけども、それによって、実は弁護士資格がなくても、法廷で市長の権限の委任を受けて指定代理人という形で訴訟行為を行うことはできるわけですけれども、浦安市の場合は、職員がそれをするということはしておりませんで、外部から弁護士をお願いして、委任をして訴訟行為を行っていたわけです。

法務担当として調整をしていく中で、外部の弁護士がどういうことをやってるのか、ああいう資料を揃えといてと言われたり、法廷ではバーッと手続きが進んでいくわけですけれども、それを弁護士がやっているのを目の当たりにしたりした際、何をやってるんだろうというところがよく分からなかったというもどかしさがありまして、それをぜひ勉強したいと思いまして、夜間の筑波大学法科大学院に入学して勉強を始めようと思ったのがきっかけになります。

その中で、筑波大学の教育の特色が一つ、臨床法学教育というところがありまして、山口先生のご指導を受けたわけですけれども、そこで、私の場合はリーガルクリニックという科目がありまして、そこで、例えば山口先生の事務所に相談に来た方がいるという場合に、事前にケース記録を見せていただいて、どういったところが問題なのかというところを事前に議論をし、実際に相談に来た方を目の前にして、どういったことが相談者は疑問に思っているとか心配に思っているとかっていうところを、話している様子を同席して実際に見ることができるわけですね。

それで、相談が終わった後には、その相談を受けて、じゃあどういった手当てをしていく必要があるだろうかというところを、山口先生を交えて実際に学生でも議論をするという、そういったケース検討を通じて、実際にロースクールで知識を、講義を通じて吸収をしつつ、同じ建物の中に山口先生の事務所がありまして、すぐそこに行って、リーガルクリニックという形で、生の相談ですとかケース記録ですとか、そういったものを見て、実際の運用を学ぶことができたというところは非常に貴重な経験だったなと思っています。

それで、ロースクールを終了したのが、平成……。そうですね、すみません。ロースクールの入学年度を申し上げていませんでしたけれども、平成 23 年、2011 年に入学しまして、終了したのが平成 26 年、2014 年の 3 月に終了しました。で、その年に司法試験に挑みまして、夜間のロースクールでしたので時間を切り詰め、なかなか受験対策もできないという状況で、結局、休職も何もしないまま、有休だけ使って勉強したというところがあって、結構厳しい戦いではあったんですけれども、何とかその年の司法試験に合格するこ

とができました。

ただ、ここでまた一つ壁があって、私の場合はずっと浦安市の職員という身分を持っていましたので、じゃあ浦安市の職員の身分を持ったまま、何とか司法修習ができないかと。司法修習生という最高裁判所に所属する身分を持つことができないか、というところが一つ壁としてありました。

それで、いくつか選択肢は考えたんですけれども、一つは退職するということですね。 それがやはり最高裁判所から示された原則。原則はやっぱり退職をして、身分は 2 つは持たないということで来ていただくのが原則ですよということで話があったんですけれども、とはいっても、自分としては浦安市で今後も引き続き頑張りたいなというところがあったので、何とか 2 つの身分を持つことができないかというところで調整をしていく中で、実はこの後またお話をする、筑波大学が夜間のロースクールということがありまして、自治体の職員で同じ筑波のロースクールに学びに来て、卒業して、司法試験に合格したという方が結構います。

で、その人たちとの情報交換を通じて、何とか修習に行くような手立てがないかということで、一つアイデアが出たのが、地方公務員法に基づく自己啓発等休業という、育児休業とかと同じような休職制度があるんですけれども、それを使って、無給にはなるわけですけれども、それを使うなら修習生の身分を2つ持っていいということで裁判所のほうから許可が下りて、無事に、ちょっと1年間、それで調整に手間取ったわけですけれども、修習に、平成27年ですね、おととしにもうなりますかね、の11月からちょうど去年の12月にかけて、司法修習生として千葉のほうで修習を受けることができました。

で、続きまして、現在の身分と職務ということですけれども、私、自治体職員としては、 先ほどお話ししたとおり、浦安市の総務課政策法務室の職員となりました。で、弁護士登録も今年1月で行いましたので、それも併せて持っているという状況になります。

ただ、これから自治体職員と弁護士という身分を 2 つ持った上で、どのようにこれから活動していくかというところが、なかなか浦安市でも前例がないところで、手始めは、まず浦安市が持っている訴訟ですとか不服申し立ての関係は、まず浦安市で何が抱えているのかというところを全体的に把握をして、そこについては自分で入っていくとかいうところをまず考えていきたいなと思っているところになります。

それから、政策法務の現状と展望というところになりますけれども、政策法務という言葉は、千葉県の中では結構これを使っている組織が多いところなんですが、法務を政策課題の解決の手段として積極的に活用していこうというところを強調した言葉というふうに自分は捉えています。

それで、当たり前といえば当たり前なんですけれども、なかなか自治体が、今まで言われて仕方なく条例を作るとか、言われて仕方なく解釈を変更するというところを、特に国のほうから言われてからそれに従って、受け身だったというところがあるわけですけれども、例えば空き家問題とか、自治体のほうから現場で問題になってるところを、何とか条

例を作って解決をしていこうといった、そういう積極的な取り組みを行っているところになります。

それから、最後ですけれども、最近の活動ということですが、先ほど少しご紹介した自 治体法務研究会、これが、筑波大学の法科大学院を終えて司法試験に合格をしたという人 たちを中心に、月 1 回定期的に集まって情報交換をしたり、さらには身近な自分たちが思 っているテーマについて論文を作ってみたりとかですね。

それで、今後は、例えば本当に自分たちが問題に思っているテーマを持ち寄って、実際にノウハウを、かなりの人たちが現場のノウハウを持っていますので、そのノウハウを使って、みんなが抱えているテーマを話し合って解決していけたらなというところを今考えているところです。

そういったところを通じて、この自治体法務担当者相互の交流というものが図られているなというところになります。実際に、昨年になりますけれども、OBで集まっている研究会で相互のセミナーを開いて、外部の法務担当者も集めていろいろな交流が図られたということがありました。

それから、法科大学院教育への関与というところになりますけれども、今のところ具体的な話があるのは、例えば今の学生の自主ゼミをいくつか頼まれてますのでそれを行うというところもありますし、場合によっては非常勤講師という形で関与していくというところが今後考えられるかなと思っております。

それから、あと、実際に選択科目という形で、筑波大学院の自治体法務という一つ科目を用意していただきまして、そこで、自治体法務研究会のメンバー、実際に自治体職員で現場の法務のスペシャリストの人たちが、オムニバス形式で各分野をテーマに、毎回毎回学生を相手に、こんなところが現場では実際に問題になってるんですとかっていうところを講義していくというところを、昨年度から始めたというところがあります。

すみません、ちょっと駆け足になってしまいましたけれども、以上が私からの現場のご報告ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

石田: 兵頭さん、ありがとうございました。それでは続きまして、山口さんお願いいたします。

山口:はい。では、私、山口から引き続きお話をします。今のお話の中で一つもれていたのが、実は彼が修習に行くために、条例を 1 本改正するという経過を経ております。それなりにいろんなドラマがありました。そこはまた機会があったときにご紹介したいと思います。

さて、今日私に与えられたテーマは、法曹像についてということであります。最初に四宮理事長からお話ありましたように、まず法曹像を確定することが法曹養成の出発点であるはずだと。そこはどうだったのだろう。こういう問題意識であります。

弁護士という仕事、あるいは法律家という仕事は、伝統的な専門職の代表的なものであります。ですから、固有の領域というものが必ずあるはずなのですが、それに対して社会、世の中が動いていけば、やはり社会のニーズも変わってきますから、固有の領域が徐々に動いてくるということがあります。その普遍性と可変性というような問題が一つ指摘できると思います。

伝統的な専門職ですから、もともと固有の職域というものがあるわけなんですね。それに対して、この職域とは実は歴史的に形成されてきたものです。ですから、抽象的な理念としてこうあるべきだとか、そういう議論するよりは、歴史の現実としてこうなってると。これはもう厳然たる事実としてあるわけです。これは、容易には変化しないものであります。しかし、世の中は変化しますから、専門職の職能・職域も当然影響を受けていくということがあります。

固有の部分、もともと伝統的な職業の固有の部分というのがありますが、それを足掛かりとして、時代社会のニーズに対応しようとして、徐々にこの職能とか職域が変化していく。これが現実だろうというふうに思っているわけであります。

さて、どんなふうに職域が変化しているかでありますが、まず、昔の職域でどんどんなくなっていってしまうという領域があります。それからもう一つ、昔から引き継いでいて今でもやってるという領域もあります。それから、既に需要が起きており、弁護士が一応対応できている。でも、それほど十分じゃない。それから、既に需要は顕在化しています。やってくれ、やってくれという仕事のニーズはあるのですが、弁護士としてはすぐには対応する手段を持ってない、対応できてない。こんな領域もあります。

それから、問題は意識され、どうもここに問題ありそうだ。ただ、弁護士の需要としては、これ、弁護士に頼む仕事だろうか、どうだろうか。まだ、お客さんのほうに迷いがある。こんな領域がある。それから、今現在は発生してないけれども、将来発生していく。こんな領域があります。従って、昔の古い領域は少しずつなくなっていって、新しい領域が随時生成されてきて、弁護士の職域というのは徐々に徐々に動いているというふうに思います。

具体的な例を挙げてみたいと思いますが、まず民事訴訟の新受件数は明らかに減少しているんですね。なぜこの現象が起きてるのかよく分かりませんが、司法統計を見ますと民事訴訟の新受件数は減っています。その中で、ある一時期、私が弁護士始めたころは消費者破産・債務整理、この領域は膨大にありまして、あのころから徐々に弁護士の数は増え始めたのですが、そのとき増えてきた若手たちは、この領域を大きな仕事の領域としていたわけです。それに対して、古い世代の人たちは、破産事件なんかやったことないよと。しかも、この新しい需要は、伝統的な破産事件とも違っているわけなんですね。ある種の消費者事件という様相を持っているわけなのです。

さて、それに対して、今度は新しい制度で労働審判という制度ができて、これ、実は非常に利用が活発になっているところです。それから、各種の ADR 制度が出てきましたね。

いろいろ、ADR の制度によってはばらつきがあると思うのですが、例えば原子力事故の損害賠償の世界も、ADR が大きな比重を占めてきています。

さて、地裁のほうはどうも、どちらかというと、それほどはやってないように見えるのですが、家裁のほうは大繁盛状態で、離婚ですが、特に子との面会交流、これが非常にたくさん起きてきて、ハーグ条約などの背景などもありますけども、注目を浴びている。

それから、高齢化社会ですから、相続とか成年後見、こういった問題も出ている。ただ、 成年後見についてはいろんな問題が起きてきて、それほどうまくいってないというところ であります。

で、もう一つ、企業法務の領域では、ハラスメント、あるいはメンタルヘルス。メンタルヘルスはもともと産業医の領域かもしれないのですが、多くの場面でうつ病を抱えた人、それから、会社に出て来れなくなっている人。私は学校問題に取り組んでいますが、不登校の子どもたちもたくさんいます。そんなこんなで、発達障害かもしれない、精神疾患かもしれない、そういった人々との間で起こる問題という一連のカテゴリーが出てきています。

それから、いわゆるクレーマーですね。これも、もしかしたら人格的な障害が背景にあるかもしれませんが、こういった人たちに非常に振り回されてると。こんな現状もあって、そこも、もともと弁護士の領域かどうか分かりませんが、弁護士が入ってくるようになっているのです。

それから、各種の調査委員会ですね。外部委員会、第三者委員会。これが、役所とか大 企業などから、何かコンプライアンス違反の問題などが起きたときに立ち上げることにな る。そこで、これに弁護士が呼ばれるということが多くなってきている。

このように、今までの仕事、特に民事訴訟などは比率が小さくなって、それ以外の、今までの伝統的な理論だけでは解決できないのだけれども、明らかに、弁護士に相談が来る、こういった案件が増えてきているというわけなんです。

さて、現代の依頼者の志向性ですけれども、法律というのは理論ですから、あくまで「白黒つける」わけですが、実は、依頼者たちは、多くの場合、交渉による迅速で経済的な解決を求めている。これは、昔からそうかもしれませんけれども、特にこの傾向は強まっているように思います。

それから、法律では過去の事実を究明して何があったか、そして、それに法律を当てはめて判断するという思考方法を取るわけですが、過去の評価よりも「いま」と「これから」が大事。で、どうしたらいいんだと。その問題を解決してくれなければ、ユーザーは納得しない、満足しないという傾向があります。

これが違法でしたよ、損害賠償ですね。これだけでは解決がつかない。今、ハラスメント問題が起きている従業員AとBを、どんなふうにどこに配置していくのか。こんな問題に答えられなければならなくなってきているわけです。

それから、「こちらは弁護士だ。正義はこちらにあるぞ」という態度で、表現は悪いです

けれども、唯我独尊のような、そして絶対譲らないぞと。こういう態度ではとても、今の 現代の複雑な社会には適応できなくなっている。それは、理屈は正しいかもしれないけど、 今現実に起きているこの複雑な問題、どんなふうにあなたは解きほぐして処理してみせる んですか。これが問われてきています。

しかも、求められているのは、利益の単純な最大化ではないんですよね。最近では、企業も利潤の最大化という単純な行動様式だけで動いているわけではないというふうに思います。公的な価値も重視した、公平・公正な、調整的な解決が求められている。コンプライアンスという考え方はそのいい例ですね。貸金返還請求権で、AがBに対して権利を持っているか持ってないか、そういう単純な話ではなくて、もっともっと複雑な、多数のステークホルダーの間の利害を調整して、しかも、社会的に公平・公正だと、こういった結論が求められている。これは、今までの伝統的な民事訴訟の理論だけでは到底解決ができないということであります。

さて、需要への不適応が起きているというふうに思います。権利・義務の分析で、判決になったらどんな結論が出るのかねと。判例も知っているよと。こういった予測に基づいて対応を講じてくる。これが弁護士の伝統的な交渉態度なのですが、これでは、実は交渉態度が非常に硬直化します。柔軟性に乏しくなります。

それから、裁判所の機能の枠内で発想しますね。日本の裁判所というのは法創造機能がないといわれています。過去の事実を究明して、それに対して権利・義務関係を確定する。 それだけで、しかも救済方法は金銭賠償が主流です。そんな中で、将来に向けた形成的・ 創造的な思考方法について、われわれ弁護士はあまり訓練を受けていないというわけなのです。

法曹独自の思考様式、それは当事者・二当事者対立構造、これを基本にします。そして、 その事実を究明するため、立証責任はどちらが負っているんだと。で、こちらから有利な 証拠を向こうに出しちゃいけない。こういった行動様式が非常に強くあるのですが、これ だと法曹以外の人々と「協働」して、ともにさまざまな複雑な問題を解決していくような ことはできにくいのではないかというふうに思います。

さて、もう一つは、どちらの代理人なのだと。対立している当事者の一方に代理人として付くと。こういう思考方法が基礎ですから、例えば中立的な立場から公正な仲裁を求められたような場合に、これは、あまり訓練が行き届いた、あまり得意とはしていないということがいえると思います。

で、法曹像にはいろんなバリエーションがあると思います。訴訟手続を用いた紛争解決者、つまり法廷法曹像ですね。訴訟代理人が基本的な立場です。それに対して、もうちょっと広くて、裁判所でいろんな手続きを用いて紛争を解決していく、裁判所で仕事をする人という法曹像ですね。それに対して今度は、裁判所でどんな結論が出るか、その見通しを持った上で、裁判所の外で交渉なり契約をまとめたり、そういった仕事をする人たち。

それから、今度は法律知識とか法的な思考方法を用いて問題を解決していく。これは、

課題解決者概念というふうに捉えられます。これは、今までの議論の中で非常に強く浮かんではきていたのですが、いまだにまだ通説的な立場、定説的な立場まではいってないように思います。仮にこれを、広義の法曹像と言いたいと思います。そこで、もっともっと広く、各種の領域にわたっていろんな問題を解決していく人、これがもっとも広い法曹像ですが、ここまでいくと、法律の専門家なのかどうかよく分からないということで、法曹像がやや拡散してきてしまうかもしれません。

結局われわれがどんな法曹像に依拠して、教育なり法曹養成を考えていくべきなのか。 それは、何が正しいのか、あるべき姿がどうであるかというよりは、今、現実にわれわれ 法曹に対して何が求められているか、これを考えるべきだろうと思います。それから、少 なくとも最狭義の法曹像、つまり、法廷法曹像にこだわっていては、もう職域はなくなっ てしまうのではないか。これが、今の現実だろうと思います。

訴訟弁護士的なスタンスが強すぎると、他の場面で、例えば家事調停の場面で過度に対立的な姿勢を取って、証拠も出さないぞ、事実も知らせないぞと。そして、こちらの権利は最大化を目指すのだと。こういう態度では、子どもを挟んで親と親が激突していい解決が得られない。こんなこともあるというふうに見られます。

さて、潜在的な需要はさきほどの広義の法曹像、「法的な課題解決者」の領域まで来ている、そろそろ来ているだろうと私は見ています。あとは、依頼者・弁護士の工夫と努力によって潜在的需要を顕在化させて価値を生み出していく。こういったことがこれから求められていくことであると思います。

最後に、教育の在り方についてです。訴訟手続の偏重からまず脱却しなければいけません。それから、個別知識の詰め込みではなく、資料の収集や活用方法を教える必要があります。思考方法の涵養(かんよう)に重点を置く。それから、人間に対する理解をもっと深める。コミュニケーション能力・対人能力、そして倫理を行動と一体化させる。こんなことが必要になります。

さて、法曹の機能・職域は、もちろん時代・社会に応じて拡大、あるいは縮小します。 法曹像も固定的に捉えるのではなくて、外部の環境変化に対応していくべきである。そして、伝統的な法曹像は訴訟弁護士でしたが、これから少し広げた程度が今までの到達点。 しかし、現在まだ拡大を続けていて、課題解決者概念に近づいているというふうに見られます。ところで、新しい法的需要の多くは、いまだまだ潜在的なものも多くあります。これを顕在化・現実化するために努力していく必要があります。法曹養成教育のあり方も、このような変化を見据えてこれに順次対応していく必要があるだろうというふうに思います。

少々時間オーバーして失礼いたしました。以上です。(拍手)

○法科大学院教育の革新

石田:山口さん、ありがとうございました。それでは、続きまして「法科大学院教育の革新」をテーに、獨協大学教授の花本広志さん、それから、弁護士で大学基準協会法科大学院認証評価委員会委員の竹内淳さんにご登壇いただきます。

花本広志 (獨協大学教授):皆さん、こんにちは。獨協大学法科大学院の花本と申します。よろしくお願いします。では、座って報告をさせていただきます。ありがとうございます。ここまでのところで、法科大学院が養成すべき新しい法曹像が示されたわけですが、そのような法曹を養成するためには、ではどのような授業をすればよいのかということです。それで、私の報告では、ちょっと刺激的に書きましたが、「なんちゃってソクラティックメソッド」から脱却して、アクティブラーニング中心型の授業を大幅に取り入れるべきだということを主張して、その具体例をお示ししたいと思います。もっとも、アクティブラーニング型授業は、法学教育・法曹養成教育においては革新的なのかもしれませんが、そ

さて、本題に入ります。アクティブラーニング型授業の話に入る前に、まずは前提として、法科大学院教育というよりも高度専門職教育では、二つの一体性が求められてることを確認しておきたいと思います。

れ以外の分野では、もはや新しいものではなくなっているように思います。

すなわち、第一に知識と技能と態度の一体性、第二に目標と指導と評価の一体性が求められているということです。知識と技能と態度の一体性につきましては、7月のプレシンポジウムで私が報告をしたところでありますけれども、その一体性からして、法科大学院教育でも、法曹としての実践的能力、コンピテンスの訳でありますが、コンピテンスを基盤とする教育を行うべきであって、そのためには理論教育と実務教育との統合が必要だという主張をいたしました。

次に、目標と指導と評価の一体性、一体化ですけれども、これは教育学、特に教育評価やインストラクショナルデザインの分野でいわれていることでありまして、授業では目標と指導と評価とが相互に整合していなければならないということです。指導内容と方法が授業の目標を達成するためにふさわしいものであるかどうか、目標の種類に応じた評価がされているかどうか、評価は指導内容や方法に合致したものかどうかが問われるということで、評価を通じて学習と指導の改善が図られなければならないということです。

以上は、授業についていわれていることですが、この観点からすれば、司法制度改革審議会意見書がいう「プロセスとしての法曹養成」というのは、目標すなわち法曹像と、指導、法科大学院教育と、評価、司法試験とが互いに整合し一体化したものを意味するものと理解すべきだと思います。

で、以上のことを前提といたしまして、法科大学院教育の「革新」についてお話をいたします。そのキーワードは、アクティブラーニング型授業と ICT の活用ということになろうかと思います。今や大学教育では、あらゆる分野で、―― 法学教育は実は周回遅れのように見受けられますが、――アクティブラーニング型の授業が求められているところで

す。

アクティブラーニング型授業が必要な理由は、一つには、知識はどんなにうまく教えてもそれだけでは身に付かないということです。最近の学習論によると、知識を修得するには理解や応用、問題解決のための活動を組み込むことが必要であるとされています。また、学びは一人でできるものではなくて、他者との関係性において成立する社会的なものだともされています。学びの社会性というわけでありますが、これらの点で、能動的学習、主体的・自立的な学びを重視して、これを支援する教育が求められています。

アクティブラーニング型授業が求められるもう一つの理由は、現代が知識基盤型社会であるということです。知識は年々爆発的に増加しています。その全てを学校で教えることはもはや不可能になっています。また、そもそも教わった知識というのは、現実の場面では使えないことが多いわけです。知識基盤型社会では、知識を自ら獲得し生涯にわたって学び続ける力、知識を活用し、他者と協力して問題を発見し、課題を解決するための技能や態度を身に付けることが必要とされます。アクティブラーニング型の授業では、そのような能力や態度の修得も図られているところです。

ところで、いわゆる「ソクラティックメソッド」もアクティブラーニング型授業の一形態ではあります。しかしながら、実際には学生を指名して答えさせているだけであったり、学生が答えに詰まると、あるいは学生の答えをきっかけにして教員が延々と解説を始めたりといった「なんちゃってソクラティックメソッド」になってはいないでしょうか。

しかし、そうは申しましても、知識がなければ応用も問題解決もできません。主体的な 学び、学習といっても、手掛かりとなる知識がなければ深まりはしないわけです。アクティブラーニングといっても、やはり学生に知識を効率的に伝える必要はなくならないわけ です。そして、実は、多人数に効率的に多くの知識を伝達するには、講義という形式が優れています。

そこで、このジレンマを解消するためには、2つ目のキーワード、ICT の活用が必要となってきます。知識の伝達は、テクノロジーを使って授業の外ですることにしてしまえばいいわけです。今では、ビデオ講義の配信や教材資料の配布、小テストや復習ドリル、レポート提出と学生相互評価、ワークショップという機能ですが、それからフォーラム、掲示板機能などの機能を備えた Learning Management System、LMS と省略しますけども、が、多くの大学で導入されています。

それでは、以上、前置きといたしまして、法学教育におけるアクティブラーニング型授業の一例として、PBLにより民法授業の試みを紹介したいと思います。ここで、PBLというのは、問題解決基盤型学習(Problem Based Learning)の略です。PBLでは、学生は5~8人程度の少人数グループで学習します。学生には具体的な事例が課題として与えられまして、その解決を目指して学生が自立的にグループの仲間と協同しながら、課題の解決に必要な知識や技能、態度や価値観・倫理観などを学んでいくことになります。

グループにはチューターが付いて指導にあたりますが、学習や討論の方法をアドバイス

したり、学生の活動を適切なほうに軌道修正したりするだけであって、直接教えることはいたしません。ただ、法学教育で難しいのは、チューターの確保が難しいので、教員がチューターを兼任して複数のグループを巡回しなければならないというところです。

以下、今年度私が行いました PBL による民法入門の授業「市民社会と法」を紹介したいと思います。この授業は、実は法学部に限らない、全学の学部の 1 年生が主な対象の、全学共通教養科目になっておりまして、春学期開講の 2 単位科目です。定員は 50 名なんですが、履修登録者は 22 名でした。法科大学院の授業を紹介するほうが良いのでしょうけれども、私どもの法科大学院は今年度末で閉校の予定でございまして、現在、私は法科大学院の授業を担当しておりません。仮に担当しているとしても、法科大学院で実験的な授業をさすがにやるわけにはいきませんので、この授業の紹介でご勘弁いただければと思います。それで、「市民社会と法」の目標設定や授業内容のレベルは、法科大学院で行うとした場合よりもかなり下げていますけれども、アクティブラーニング型の未修者向け民法授業の

さて、「市民社会と法」の授業を設計する際には、先ほどの目標と指導と評価の一体性という観点から、先に授業の目標を定め、目標に即した評価方法と基準を決め、目標に適した授業内容と方法を考えるという手順を踏むことになります。アクティブラーニング型授業に限ることではありませんが、このように授業は逆向きに設計すべきだとされています。

作り方と授業方法のイメージはつかんでいただけるのではないかと思います。

「市民社会と法」の授業のねらいと獲得目標は次のとおりです。お手元のレジュメにも示しておりますので、ご興味がありましたらそちらを見ていただければと思います。ねらいがこうで、獲得目標がこんな感じです。

次に、評価の方法と基準を決めるわけですけれども、一定の出席数と宿題・課題提出数を最低基準として、主としてラーニング・ポートフォリオの評価によりました。これは、 学生自身による学習成果の省察的なまとめというのがラーニング・ポートフォリオであります。それを自己評価させるということです。

前述のとおり、評価は目標と整合している必要があります。そこで、獲得目標の②につきましては口頭発表とレポートで測ることができるんですが、獲得目標の①、③、④は試験やレポートでは測れませんので、普段の活動の記録、すなわち、後で言いますがサマリーレポートですとか、あるいはグループ活動相互評価シート、振り返りシート、―― これは毎回書かせます。―― それから、ラーニング・ポートフォリオにおける最終的な省察によって評価するということになります。

授業内容と方法でありますけれども、ここでも目標との整合性を考えます。獲得目標の ①、②では、民法がどのような法律かを理解する必要がありますので、民法の意義と機能、 民法の 3 つの原則(契約自由・所有権絶対・過失責任)とその限界をテーマとして取り上 げています。

各テーマはいずれも抽象的で、説明しただけでは分かりにくいものですから、具体的な 紛争事例に「弁護士として関与したら」という設定をして取り組ませます。レジュメの最 後にシナリオ 1 を掲げております。こんな感じとご理解ください。中身は例の隣人訴訟判決の事案です。学生が自立的に問題解決に取り組むように動機付けて、その過程で必要な知識や技能・態度を修得できるように考えるわけです。

以下、獲得目標それぞれについてどうやればいいかとか考えていくわけですが、これを 説明しますと非常に長くなってまいりますので、もしご質問があればということで、ここ は飛ばさせていただきます。

次に、具体的な授業の進め方ですが、前述の各テーマの授業が 3 回で1セットになっていまして、1回目ではシナリオ1のような事例を与えて、これを読んでグループで討議をして、そもそも何を学習すべきかを学生が決めます。いったい自分たちは何を知っているのか、知らないのかということを考えて、これは知らないから調べようと決めるわけです。次に、それを自己主導学習、これは授業外ですね。復習と予習になりますが、学生たちが調べます。あれこれと調べて、2回目で報告をして共有をしていくということになります。そこで、ある程度固まってくると、シナリオ 2 が出てきまして、先に進むわけですね。新しくいろんな事実が出てきます。で、それを見てまたさらに、「じゃあここを調べよう」というので。学生で討議をして決めて、また調べて3回目ということになります。それで、調べてきたことは、先ほど少し申し上げましたが、サマリーレポートという形でまとめて提出をさせるということになります。それがどんどんたまっていくわけです。

そうして続けていったら、最後の 3 回目のところでは、全員が持ってきた学習成果を共有して、グループ内で、それではこの事案どうなるんだろうか、どうしようかというところまでいくわけでありますけれども、この授業では、最後 15 分ほど使って、私のほうから全体の解説・解題を行っています。本来の PBL ではやらないようでありますけれども。

その後、グループで今度は全体のまとめのレポートを書かせるということをやります。 これを、さっき言った4つのテーマで順々にやっていくわけです。それらを経て、最後に、 今度は「民法は市民社会の基本法である」ということの意味についてレポートを書かせて、 それに基づいて口頭発表会を行うという手順になります。

PBL 自体はグループ学習の要素を含んでいるのですが、学びの社会性や獲得目標③を意識して、協同学習の技法も取り入れています。例えば、グループレポートについては「ピア・エディティング」といって、1人が原案を書いて、それに他のメンバーがコメントを入れていって、それを参考に原案作成者がレポートを完成させるという方法ですとか、あるいは、グループ学習だけだと、学んだことがグループ内だけになってしまいますので、クラス全体に共有されるように「特派員」という手法を使う。ちょっとこれは中身の説明は複雑ですのでので飛ばしますけれども、そういった手法を使います。

こうやってやるわけでありますが、この授業の課題として、先ほど申し上げましたけれども、どうしても知識が薄くなってしまいます。学生に対して、こちらは誘導するんですけども、見つけられるかどうか。うまくいかないこともありまして、それを何とかする必要があります。ところが、先ほど言ったように、学生自身がやるってことに意味があるも

のですから、教えてしまったんではあんまり意味がない。そこで、教える部分は外へ出してしまおうというので、そこでは ICT を使って、特に LMS(Learning Management System)使ってビデオ講義を流して、ということをやってはどうかと考えています。

実は今年度もちょっとはやってみたんですけれども、サボっていて全部作れなかったものですから、その辺は少し反省点としています。学生が知識が十分なくて議論が深まらないということも時々見られました。うまくいったところでは非常に深い議論ができるんですけども、そうじゃない場合もあっということです。ICT はこんな感じですね。

最後、むすびに代えてです。以上で私の報告を終えますが、一言申し上げておきたいこととしては、現在、アクティブラーニングの大きな波が大学教育をのみ込みつつありまして、その波は実は初等中等教育にも及んでおります。果たして法学教育・法曹養成教育だけがその外にいられるものだろうかというのが、私の問題意識です。

そこでは、やはり教育学の標準的な知見に、今申し上げたのは突飛なことを言ったわけではありませんで、教育学では極めて標準的な知見です。その標準的な知見に基づいて、エビデンス・ベースの法曹養成教育が求められているのではないかということです。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

石田: 花本さん、ありがとうございました。それでは、竹内さんお願いいたします。

竹内淳(弁護士、大学基準協会法科大学院認証評価委員会委員): 弁護士の竹内でございます。大変ひどい風邪を引いてしまいまして、声がちょっと男前になっています。お聞きづらいところがあるかと思いますけれども、ご容赦いただきたいと思います。それでは、座って話をさせていただきます。

私の報告テーマは、法科大学院の教育課程と教員組織の在り方ということでございます。 私、元法科大学院の教員というか、教務主任を10年もやらされていたという経験がありま す。それからもう一つは、認証評価委員として関わってきたということがありますので、 その経験を踏まえて、本来あるべき教育課程とか教員組織、教員の能力も含めてのことで すけれども、それがどういうものであるかというところをご披露したいと思います。レジュメをお配りしていますけれども、レジュメの太字のところを PowerPoint にしたという感 じでお聞きいただければと思います。

で、私の話は、革新というよりも当たり前の話をさせていただくということになると思いますけれども、もともと今度の改革というのは、司法制度改革審議会の意見書から始まっているということでございますけれども、まず、本来、司法制度改革審議会が言いたかったことは何なのかということですね。特に、法曹の確保ということと、それから法曹養成についてどういうことが言いたかったかということをまとめてみました。

意見書自体は、文章があまりうまくないということで、あちこち読まないと出てこない んですけれども、結局、訴訟活動に限らず、広く法的に問題を解決するサービスの提供者、 言わば訴訟担当者から問題解決者、あるいは課題解決者への転換ということで、そういう 法曹を人材として確保する、そのための教育制度を整備しなければいけないということで 始まったかと思います。

そうすると、どういう法曹を新制度の下で養成していけばいいかという前提として、問題解決者ってのはどういうことやる人ですかということを整理してみるということが必要だということで、取りあえずは①、②、③、④と整理をしてみました。事案の的確な把握、依頼の趣旨の把握を含めての整理です。で、その上で、その把握した事案の法的な分析と法的問題点の抽出、適切な問題解決方法の発見・考案、解決方法の実行をすると。手続遂行や説得等も含めて、これらが問題解決者がやるべきことだろうということです。問題解決のプロセスを見ていけば、その中でやることというのはおのずから明らかであるということでございます。

ということで、基本的な資質・能力は問題解決能力であるということですが、これを法 科大学院の教育課程の中で、卒業時にこういう「問題解決能力」を身に付けて卒業してほ しいというところが、教育課程の目的として考えられるべきであったということでござい ます。

そういうことを具体的に示しているものとしては、審議会意見書がもちろんあります。 それから、日弁連の法務研究財団の認証評価基準の解説の別紙ですね。いわゆる「2つのマインド、7つのスキル」に簡潔にまとめられていますので、これはもう説明するまでもないということだと思います。その前提といいますか、それに関連するものとしてマクレイト・レポートがあります。

そうすると次に、問題解決能力を身に付けるためにはどういうことを教育課程の中で意識してやっていかなきゃいけないかということであります。私なりに 6 分類としましたけれども、必ずしもこの 6 つという分類の仕方に限るということではないと思います。いくつも分類の仕方はあると思います。先ほどの問題解決のプロセスに応じて整理をしたということです。これは当然の内容だと思います。

1番目には事実の把握。2番目には法の理解・法知識、これは次の法的分析・推論の前提になってくるということです。法の理解、それから法知識を基に、法的分析推論ができるようになる。で、さらに、分析・推論をしただけでは問題解決につながらないので、事件の見立て・診断をするということがある。

これは、単純に法的分析・推論をして、確かにこれは判例どおりの事案だねという場合もあるわけですけれども、たとえば判例をそのまま適用すると、どうもうちの依頼者はいい結果を得られそうにないという場合に、一応の分析はしたところで、いや待てよとなる。ちょっと判例の前提としてる事実と今回相談があった事実とではちょっと違うところがあるんではないかというようなところを気付くというとこですね。

創造的・批判的な検討能力が必要ということでありますけれども、ちょっと今までの判例の事案とは違うんではないかということ、それから、適用される法がどうも憲法に適合

してないんではないかとか、そういうことも含めて、事件の見立てとか診断を行えるようになるということですね。これが問題解決につながるということになるかと思います。

で、その見立て・診断に基づいて、問題解決方法の選択・考案をするという能力が必要になる。そして、さらに選択・考案した問題解決方法を実行するということになります。ここで、いろいろ正しく把握できるとか、「正しく」と書いてある、あるいは「適切に」といっていますけれども、このような「正確に」という意味に加えて、法曹としての使命とか責任の自覚に裏打ちされていると、そういう意味も含むというところをご理解頂きたいと思います。

さて、そういう中で見ていくと、今のこの①から⑥までの問題解決のために必要な能力を身に付けることが、法科大学院の教育課程におけるコア・カリキュラム、到達目標であるべきではないかということが、これも当然のこととして出てくるということであります。これは、医学教育のコア・カリキュラムを見ていただくと分かると思いますけれども、医学教育の場合は、医師に必要な 8 つの資質というところからコア・カリキュラムが始まっているということで、その上で教育課程を $A\sim G$ でしたかね、7 分類ぐらいにしているということであります。

翻って、公表されている法科大学院における共通的な到達目標モデルはどうかというと、これは、憲法の到達目標、民法の到達目標ということであって、先ほどご紹介をした、いわゆる私の分類では 6 つの資質、能力ということになりますけれども、これを身に付けるための到達目標にはなっていないということになるわけですね。言ってみれば、2番の法の理解・法知識というのが到達目標には入ってます。法的分析推論の一部も入ってます。いわゆる総合科目みたいな。

それから、訴訟手続に限定された問題解決方法の実行の導入知識という形で到達目標、 民事訴訟実務の基礎とか、刑事訴訟実務の基礎とか、そういうものはあるのですが、ごそっと抜けてるのが事実の把握、それから、おそらく一番大事だと思われる、事件の見立て・ 診断、それから、問題解決方法の選択とか考案、そこから、訴訟手続以外の問題解決方法 の実行と、こういうものは全部、到達目標としては示されていないということであります。

ちょっと余談になるのかどうか分かりませんけれども、今の共通的な到達目標モデルを 基本にして勉強すると、予備試験には受かりそうですねということになるんですね。予備 試験の到達目標を示しているというものなのかなということです。これは、後のご報告の 関連ですけれども、では司法試験は、①とか④とか⑤辺りを聞くような問題を出しゃいい んじゃないかというようなことにもなるのかなというふうに考えていますが、これはどう いうふうにご報告されるかというところに期待をしたいと思います。

さて、こういうコア・カリキュラム、到達目標を持って教育するということでありますが、まず教育課程については、どういうことを注意しなければいけないかということであります。これは、全体を通じて、法曹としての使命・責任を意識させるということ、これは当然のことだと思います。

法律基本科目は、②の、いわゆる法知識・法の理解だけではなくて、③も一部はやってると思いますけれども、法的分析・推論、さらには事件の見立てと診断、この辺りのところも、弁護士ならどうするのかとか、あるいは、場合によっては刑事の科目では、検察官だったらどういうふうに判断すりゃいいのかというようなことまで法律基本科目で勉強させることができるんじゃないか。また、いわゆる総合科目、事例演習であるとか、科目横断的な演習ということの中にそういうものを組み込んでいけばいいんじゃないか。場合によっては、法律基本科目の総合科目で、弁護士意見書を書きなさいというような課題を出してもいいんじゃないかなと思っております。

また、宣言的知識と書きましたけれども、いわゆる、「知る、分かる、知識そのものを得る」というもの、そういう宣言的知識を習得するための方法として一応有効だと言われている講義型の授業というのは、例えばビデオを用いるとか、あるいは法学部の授業に出たらどうかいうことなど、授業出席要件などを課す必要がない科目とする、あるいは、単位を与えなくても別にいいのではないか、総合科目の前提として自分で勉強してくださいという形にすればいいのではないかということも考えたらいいんじゃないかと。こういう教育課程を考えるべきではないかと思います。

それから、法律実務基礎科目ですけれども、これは、いわゆる事実の把握、それから事件の見立て・診断、問題解決方法の選択・考案、それから問題解決方法の実行というところまでカバーする科目として構成するべきであるということでございます。

そうすると、民事・刑事の訴訟実務、それから法曹倫理だけではなくて、必修として、これは例えばですけれども、ローヤリング・模擬裁判。模擬裁判は必修化されてるところもありますね。エクスターンシップ、それから、公法系実務の基礎、契約実務。ここに挙げていませんが、国際取引であるとか国際公法に関係する実務などの必修、あるいは、一部は選択必修にするということが必要になってくるんではないかということです。訴訟実務だけでは足りないということになります。

それから、特に問題解決方法の考案と実行というところを学ばせるということで、クリニックは必修にするということが必要である。これが何クリニックかというのは、各法科大学院のまさに創意工夫。民事・刑事クリニックに限らないと思います。

昔、大宮でやっていたのは情報公開クリニックとかですね。あるいは、国際取引法クリニックとか、そういうのをいろいろ法科大学院で考えればいい。少なくとも、実際の事件をやっていく中で、見立て・診断、問題解決方法の選択・考案、それと実行というところを学ぶことができるというか、これがないと学ぶことはできないんじゃないかという意見であります。そうすると、実務基礎科目の修了要件単位は 18~20 単位でないかなということになります。

それから、もう一つは教員ですけれども、(そろそろまとめろということなのでまとめますけれども、)これも関連する科目の担当教員と協働で、教材とか教育内容、シラバスを作成する、それから、少なくとも教員間、関連する科目の教員間の意見交換を経て作成する

必要があります。たとえば民事系の中で、研究者の教員同士が意見交換するとかいうことはありますけれども、法律基本科目と実務基礎科目間の科目の内容について意見交換をしたり、一緒に教材を作成したりというのはまだポピュラーではないのではないかと思われます。

ということで、これらも含めた教育課程を考えていくべきではないか。本来そういうことだったはずだということです。カリキュラムは、今申し上げた点を全て盛り込んだものとして、それに基づいて認証評価も行うということであります。

私個人の意見ですが、教育課程の中で、やはりクリニックを必修にするというようなことも踏まえて、どこかで共通到達度確認試験というようなものが必要でしょう。今考えられているものは、どうやら違うものになるようですが、クリニックの必修化とか、あるいは司法試験については問題をどう工夫してもうまいこといかないだろうなということもあって、その関係を考慮して、教育課程の中で共通到達度確認試験は必要なのだろうなと。

その場合、例えばパフォーマンス・テストであるとか、模擬法律相談とか、OSCE に似せて考えればよいと考えますが、そういうものを知識の確認テストと一緒にやるべきだろうということです。

次に、教員の備えるべき資質と能力でございます。今述べた教育課程に対応する教員ということからすると、まずそれを十分に理解すること。新しい法曹に必要な資質・能力の内容を理解してなきゃいけないと。民法教育だけが理解できているということだけはやはり、法科大学院の教員としては不足であろうということです。少なくとも、関連する実務科目、あるいは実務科教員であれば、関連する法律基本科目についても最低限、当該他分野の担当教員と意見交換ができる程度に理解しているということが、まず教員の資質としてある。

それから、もう一つは厳格な成績評価ができるということで、これは認証評価に行ってみて、本当にひどいなという例が多々あります。これは、後でディスカッションのときにご披露できたらと思いますけれども、厳格な成績評価ができるということが必須だということです。

ということで、認証評価基準における教員審査基準の見直しということが、先ほどご説明した教員の資質に応じて必要になってくるだろうということで、現行の評価基準に加えて、実際の授業とか期末試験の内容が「到達目標」を踏まえたものになっているかということを、これを個々の教員の適格性の評価基準とするということです。法科大学院の授業が適格であるかどうかということではなくて、教員の適格性、評価基準とするということであるということです。

例えば、講義型の科目しか担当できないという教員は、適格性を認めないということに してもいいんじゃないかというふうに考えます。これは、なかなか実際の授業をちょこっ と見て分かるかということはあるんですが、少なくとも、期末試験の問題でどういう問題 を出題しているかということ、シラバスと、いわゆる法科大学院が設定している到達目標 と、それと期末試験の問題を見れば、これは適切でない、こんな問題出していいのというようなことが分かる。あるいは、これはきちんとした考えで問題を出されてるんだなということはだいたい分かります。ということで、この点は期末試験問題を見て評価するということはあるんじゃないかと。

法律実務基礎科目担当教員の場合は、先ほどの問題解決のために必要な①、④、⑤、⑥の各能力を修得できる内容となっているかというところを見る必要があるだろうということです。それから、実際の成績評価の状況も、これは法科大学院ではなくて、教員の適格性評価基準としても利用できるということであって、教員個人の適格性の評価基準、評価をすべきであろうということでございます。

ちょっと時間が長くなりましたけど、最後に次の報告へのつなぎということで、一言だけ申し上げます。あるべき教育課程を実現するための制度面での手当ということでありますけど、まずこれは、プロセスという以上は、司法試験合格率がやはり 70~80%を維持できなきゃいけないだろうということであります。

ということで、これはもちろん、それだけの合格率を挙げられるような教育をしなければいけないということが本筋なのですけれども、制度面でいえば、やはり合格者の数と定員を、ある程度バランスを取るようにしなければいけないだろうということであって、最初からきちんとしておけば良かったということなのですけど、今やるとすると合格者増というのは難しい。なので、定員の減ということで手当しなきゃいけないところかと。

それから、先ほど教員の資質の問題を申し上げましたけれども、そうなると、法科大学院教員としての資質のある教員の数というのはもっと減ってくるだろうということですから、15:1を確保するためには、やはり総定員に一定の上限が出てきてしまうだろうということでございます。

17 年前になりますけれども、二弁(第二東京弁護士会)がロースクール問題に関する提言、かなり物議を醸した提言ですけれども、そのときには、最初は当面、2,000 名程度の総定員で始めてだんだん増やしていく。最初から人数を欲張るなというふうに申し上げたということだけご披露しときます。

それから、もう一つはクリニックの必修化は必要だと。司法修習がなくならないんだったら、司法修習との連携を取るための働きかけ、調整は必要だろうと思いますけれども、必修化をすべきだということです。

それから、司法修習はやはり訴訟実務に重点を置いた教育とならざるを得ないということになると思いますので、その場合は、併せて司法修習以外の弁護士資格の所得ルートをもう少し広げるべきだろうということです。弁護士法 5 条 2 号ですね。

今、企業あるいは公務員としての一定の職務従事が 7 年ということになっていますけれども、非常に長いということです。これが、例えば 3 年とかそれぐらいにして、司法修習に行かなくても弁護士資格を取得できるルートにする。そうすると、訴訟実務以外の仕事に就きたい人はそこで、いわゆるオン・ザ・ジョブの状態で資格を取るようにすればいい

という考えにもなりやすくなります。同時に、このルートは、先ほど申し上げた問題解決 能力のさらなるブラッシュアップにつながるのだということも言えるかと思います。

大変長くなってお聞きづらかったと思いますけれども、以上で終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。(拍手)

○司法試験の抜本的改革

石田: 竹内さん、花本さん、ありがとうございました。それでは、3 つ目のテーマになります。「司法試験の抜本的改革」をテーマに、日本医科大学教授、藤倉輝道(ふじくらてるみち)さん、桐蔭横浜大学教授で弁護士の大澤恒夫さんにご登壇いただきます。

さて、教育って何でしょう。学習者の行動に価値ある変容を起こすことというふうにいわれております。教育は誰も経験してるんですね。みんな受けてます。それから、教育をしてます。家庭でもなさってるでしょう。そして、誰もが教育に関しては、必ず一家言お持ちです。

ですが、教育学は、これ、認知心理学等に裏打ちされた学問、サイエンスなんですね。 先ほど皆さんに問いかけて回答を待った時間が 9 秒です。9 秒間必要っていうエビデンスが あるんです。「これ、知ってる? 知らないの?」って、このタイミングじゃ駄目なんです。 9 秒間待たないと相手は考えられない、思考が働かないんです。こういったエビデンスに基 づいて教育ってものは行われてますので、医学教育学会っていうのができたのはもうだい ぶ前になります。われわれもどんどんそういうエビデンスというものを取り入れるように してます。

そうすると、教育機関、あるいは教育そのものの定義付けを考えた場合に、まず最初に 考えなければいけないのは教育機関の持つ社会に対する使命ですね。そして学修成果。先 ほどからアウトカムという言葉が出ておりますけれども、ちょっと前までは学修目標とい うふうに言われてましたが、目標っていうものではないんですね。目指せばよいのではな く、あくまでも成果であって、アウトカムです。そして、次にあるのがそのための、それ を達成するための教育の方略、方法です。

そしてその次が、じゃあ達成できたかどうか。学生が達成したかどうか、学習者が達成

したかどうかの評価です。評価は極めて重要です。そして、その評価に耐え得るだけの学習者をちゃんと入学させたのか、支援したか。これがその次に重要になってきます。教育は、学習者の学習を支援するのであって教えることではないんです。支援をできる教員を育成してるかどうか。先ほどの話題につながります。

それ以外にも、いろいろ環境ですとか重要な要素があるんですけども、最近では、まずアウトカムを設定したら、じゃあそのアウトカム達成したかどうか、ほんとに評価できるのか。そこから先に考えましょうという考え方もあります。いずれにせよ、この 1、2、3というものはもともと分けようのないものです。最初からこの 3 つはなければいけないのです。考える順序は多少変わったりはしますけど。

ですから教育法、教育の目標と、それからそれに従うところの評価方法、これは全部、 学問的にといいますか、エビデンスに基づいて決まってるんですね。ですから、客観試験 をやれば、ある程度問題解決能力も測ることはできます。五肢択一問題でもいろいろ選択 肢増やせば、いろいろ工夫すればできます。もちろん論述試験を使えばより深いものはで きますけども、これはどうしても時間あたりにできる測定量は減ってしまいます。

技能とか態度、そういったものを評価してやろうとすれば、ある程度模擬ペイシエント、皆さんでいえば模擬クライアントを使ったシミュレーションテスト、もしくは現場、オン・ザ・ジョブでこれを観察評価しなければまず不可能と言われています。評価には妥当性というものが付きまといますので、これもちょっと時間の関係で省略しますけども、まずやっぱりきちんと出題範囲とかどれぐらいのものを聞く、そういったものから含めて、信頼性ですとか、問題の正答率、適正度ですね。それから識別指数といったものが重要になります。そもそもが正答率っていったら個々の問題、だいたい45~75%が必要というふうに言われています。優しすぎても難し過ぎても駄目です。

それから、やはり総合点で考えると優秀な学生であれば正答率が高い、そうでければ低い、そういう問題を作らなければいけない。そして、適正な出題範囲に基づいて比率を設計し、そして信頼性を担保しようとすれば、一定量の出題は必ず必要になってきます。そしてさらに重要なのはその試験が及ぼす受験者、そして社会に対する影響、これも考慮しなければいけない。影響を考慮した上で合格ラインを定めればいいのです。これは別に、医学教育に限った話ではないですね。資格試験全般の話です。

現在、医学教育というものは、このモデル・コア・カリキュラムというものに従って 6年間やっておりますけども、ご覧のとおり、臨床実習というものが約 3 分の 1 を占めています。これを 6年間の教育の中心に考えて、その前に、臨床実習を行えるだけの能力あるかどうかの共用試験、そして、医師国家試験を受けて、さらに 2年間の研修を行って研修修了登録をしない限り、実際の医師にはなれないです。

共用試験というものは、共用試験実施評価機構というところ、10 年以上前に日本中の大学が協力して作った機構です。そこで2つの試験、OSCE、態度・技能を評価する技能試験と、それから、コンピューターを使った知識を評価する試験、この2 つを行っています。

この2つに合格すると、Student Doctor という称号を全国医学部長病院長会議というところが国に代わって与えます。これがなければ、臨床実習に出て患者さんに接することはできません。

そして今後は、それだけではまだ足りないということで、この共用試験の位置付けが変わります。臨床実習を始める前にも OSCE とかやるんですが、最低限の知識と OSCE による技能の評価を行って、卒業試験でまた知識も確認しますけども、国家試験に先立ってこの共用試験として新たに臨床実習後の OSCE を行います。その後に医師国家試験に受かれば、その後の卒後研修に行けるというプロセスに変わってきます。この位置付けが変わったんですね。

要するに、知識だけでは駄目だということで、実際に医師としての、取りあえず医籍登録する前にこの評価を行おうということです。ですから全体としては、このように臨床実習を中心に組まれています。その前に、そしてその後に知識・技能・態度、全ての評価を適格に行うということが社会に対する責任ということになっています。

従って、国家試験の内容もどんどん変わっていきます。単純な知識を問う問題はもう減らしましょうと。先ほど申しましたように、技能試験の充実化を図ることによって。ですから、もう共用試験もやったのだから、五肢択一、それと客観試験 500 問をさらに減らしましょうってことになってるんです。これからはもう 400 問に減らしていいよと。あとは臨床の能力を問う試験をきちんとやりましょうということです。

駆け足になりましたけども、アウトカムをきちんと設定すること、これはもう当たり前です。そして、このアウトカムをきちんと表現する包括的な能力というもの、知識・技能・態度の領域を包括した実践能力を定めるということ、そして、定めるのはいいけども、それが適正に評価できるのかどうか、それを同時に考えなさいということがわれわれの世界では強く叫ばれているところでございます。以上です。(拍手)

石田:藤倉さん、ありがとうございました。それでは、大澤さんお願いいたします。

大澤恒夫(桐蔭横浜大学教授、弁護士):はい。大澤です。どうぞよろしくお願いします。 私、2013年に日本医学教育学会に参加させていただきまして、先ほど藤倉さんの「喝!」 を 2013年の学会でバーンと受けました。それ以来、やはり私たちは医学教育から学ぶべき 点が非常にたくさんあると考えて、私自身のロースクールにおける教育実践にも活かして いこうという努力をしてまいりました。

今日、皆さんにお渡しした A 3 横の資料をご覧いただきたいんですが、この左上が、現在の法曹養成制度が四面楚歌の状態にある状況を示しております。それから、右下がその四面楚歌の状況を抜本的に改めて、このようにしたらいいんじゃないかということを示しております。それから、この A 3 横の右上は、現在の司法試験はこういうふうに行われてますということを示しております。それから、左下ですね。これは、近年の司法試験の結果を

示しております。

これはここにお集まりの皆さん、十分もうご承知のことかと思いますが、司法試験は四面楚歌の状況なんですが、特に司法試験がロースクールの教育を大きくゆがめている。これは、日弁連の昨年の11月26日のセミナーでも共通の認識が示されております。

で、なぜゆがめているかということなんですけれども、これは過度に難しい多数の問題を含む大問2問について、、2時間という非常に短い時間で手書きで書かせる。司法試験用 六法という実務では絶対に使わない素の六法の参照以外は認めない。

それから倫理とか臨床に関する問題は何もないという意味では、非常に欠落したものになってるわけです。そして、合格率が 20%前後の合格率に抑制された競争試験になっているものですから、勢い、ロースクール生、あるいはロースクールそのものがこの司法試験に合格するために勉強しなきゃいかんよねということに流れてしまって、大きくロースクールの教育がゆがめられてしまっているということであります。

司法試験は 4 日間にわたって、1 日目は 7 時間、2 日目は 6 時間、3 日目は 4 時間、4 日目は 3 時間という、この時間そのものが非常に膨大な時間を使うんですけれども、問題が膨大ですので 1 個 1 個の問題の処理時間としては非常に短い時間になっているわけです。

で、過去の司法試験の結果ですけれども、合格率は年々下がってきて、昨年度は約23%になりました。そして、得点率ですね。最低合格点の得点率ですけども、約55%くらいです。これよりも前の方の年では四十何%ということになっているわけですけれども、こういう得点率でもって合否の境目になっているということなわけです。

で、例えば2014年度では48.9%の得点率で合格だったのに、昨年(2016年)は55.9% 取らないと合格できないことになってしまって、それでしかも合格者数は1,583名に減らされてしまいました。2年前は1,800名合格したわけですけれども。いったいどんな客観的な基準でもってこういうことが行われてるのかさっぱり分からないわけですね。で、答案の開示も行われてないし、採点基準、それから合否判定基準も一切公開されていない。で、答案の開示請求も一部されてるそうですけれども、それも国から拒絶されているようです。従って、何の検証もできない状態にあるということなわけです。

皆さんのお手元に、別刷りで資料を配布させていただいております。 1 つは久保利英明 弁護士が書かれました「司法試験合格者 1583 人という亡国政策!」というものと、「司法 に希望はあるか」、2 つ目は岡田和樹弁護士の「時代遅れの司法試験と法曹養成」です。是 非ご一読いただきたいと思います。実は「ロースクールと法曹の未来を創る会」(略称: Law 未来の会) という会がございまして、その Law 未来の会に所属している弁護士(私も含めて)が実際に昨年の民法の司法試験の問題を実際と同じ同じ条件、つまり 2 時間で 2 間を、手書きでもって司法試験六法以外は見ちゃいけないという条件で、実際に解いてみたんですね。それで昨年の 11 月 24 日にセミナーをやりました。花本先生に厳格な評価をしていただいたんですが、皆不合格(笑)。最近弁護士になられた若い方で合格点取った方もいるんですけど、それ以外は全員不合格なわけです。岡田論文はその経験を踏まえて書かれた

ものです。

で、そんな試験だということで、やっぱり試験の「有効性」・「妥当性」はないんじゃないかと考えます。先ほど言いましたように、採点基準とか合否判定基準も一切開示されていません。試験に要求される「信頼性」もないと言わざるを得ません。

そこで、司法試験の抜本的改革案に移ります。他の要因も改革しないと法曹養成全体は 改革できないわけですけれども、取りあえず今日は司法試験の改革ということですので、 私の改革案を最後に申し上げたいと思いますが、司法試験は択一試験のみにする。ただ、 その内容は法曹倫理、それから臨床の技能とか、先ほど来出てる態度の問題とか、そういったものも含める。それから、民事法・刑事法・公法から選択科目を含めて幅広く、しか し実務上非常に基本的な、あるいは最低限必要な応用能力なんかもある程度は試せるよう なものとしての択一試験を行う。しかもその試験の内容は、ロースクール修了生の 8 割 9 割方の人が 8割 9割方得点できるような問題に設定すべきじゃないかと思います。

先ほどの藤倉さんのお話ですと、90%取れる問題じゃちょっとやっぱり適切性がないん じゃないかというご指摘を頂いて、そうなんだというふうに思ったんですけど、そこは更 に考えてみたいと思っております。

で、その試験の問題の中には、この問題間違っちゃったら実務家としてアウトだよねっていう問題を入れる。医師国家試験ではそういう、いわゆる地雷問題というものが設定されてるっていうふうに伺っておりますので、それと同様に考えればいいんじゃないのかなと思います。

以上で、私のプレゼンを終わらせていただきます。(拍手)

石田: ありがとうございます。これで、報告部分は終了とし、コーヒーブレークに入ります。15 時 15 分にはこちらにお戻りいただきまして、ディスカッションを再開させていただきます。

また、お手元の資料の中に質問票が入っているかと思います。こちらもこの時間帯にご 記入いただき、受付に回収箱がありますので、そちらにご提出ください。それでは、どう ぞよろしくお願いいたします。(拍手)

<休憩>

●ディスカッション

石田: それでは、ディスカッションに入りますので、ここからはコーディネーターの早稲田大学教授、須網隆夫(すあみたかお)さんに進行をお渡しします。お願いします。

須網隆夫(早稲田大学教授):須網でございます。ディスカッションのコーディネーター を務めさせていただきます。 議論の進め方ですが、まず、こちらにご登壇いただいておりますパネリストの方に加えて、4名のコメンテーターにコメントをお願いしておりますので、4名の方からそれぞれコメントを頂きます。5~6分ぐらいでコメントを頂ければと思います。その後、コメントに対して、パネリストの側から応答をしていただき、その後会場との質疑に移らせて頂きます。既に質問用紙が提出されてきておりますので、それに対する質疑を含めて、いくつかのテーマにつき議論できればと思います。

現在、3 時 15 分を少し回ったところですが、5 時をめどに、1 時間 40 分ぐらい。会場の皆さんから質疑を頂く時間をできるだけ多く確保したいと思っております。

それでは、そのように進めさせていただきますが、まず、4名のコメンテーターの方に、 プログラムの順番にコメントを頂きます。それでは、東京大学名誉教授、民事紛争処理研 究基金の理事長でいらっしゃる柏木先生からお願いいたします。

柏木昇 (東京大学名誉教授、(公財)民事紛争処理研究基金理事長): 今、ご紹介にあずかりました柏木です。私のコメントのためにパワーポイントのスライドを用意しましたが、このスライドのほうは皆さんの発表を聞く前に用意したものなので、スライドとこれからお話するコメントの中身は違ってきます。最初のコメントは、法曹養成で最も重要なことは、養成すべき法曹像、すなわち法曹養成のアウトカムを具体的に明らかにすることです。四宮理事長も法曹像の確定が出発点だとおっしゃっておられますし、それから藤倉先生もアウトカムをきちんと設定することが大切だとおっしゃっています。

皆さんがその重要性を指摘する割にはこの点がディスカスされてなかったのではないかと思います。今日ディスカスされなかったばかりじゃなく、普段もあまりディスカスされていません。どのような法曹を生み出すことが法曹養成教育の目的であるか、ということが明確に具体化されていなければ、そのような法曹を生み出すための手段としての法曹養成教育法曹の議論は、共通の座標軸のない議論になるので、意味がないのではないかと思います。

一応、各法科大学院は、養成すべき法曹像を確定しようと言っているわけですけども、 どういう法曹像を各法科大学院が描いているかというと大変抽象的で美しい目的が掲げられています。例えば、「社会の医師としての法曹」、あるいは、「地域社会に貢献するホームロイヤー」です。ホームロイヤーって何でしょうか。これは、完全に和製英語ですね。 このような和製英語で養成する法曹像を説明している法科大学院は、ムードに酔っているだけで、具体的法曹像は何も考えてないのではないかと思います。ここからは、そのような法曹を生み出す手段としての具体的法曹教育はなにも導き出すこととができません。

「社会の医師としての法曹」というのも、非常に耳障りがいいよい美しい言葉ですが、いざ、その目的達成の手段としての法曹教育を分析しようとすると、なにもそこから導くことはできない。養成すべき法曹像は、そのような法曹をうみだすための具体的方法論が導きだされるような具体的なものでなければならない。議論の前提として、養成すべき法

曹像をさらに具体化しないとどうにもならないというのが、今日の報告を聞いての私の最初のコメントです。

おそらく、養成する法曹像をどこまで具体化しなければならないか、というと、例えば 裁判官・警察官、それから法廷法曹・企業内弁護士、それから DM や離婚問題などの家庭 紛争の弁護士、知財弁護士・M&A・エンタメ・過疎地の弁護士・医療弁護士・労働法弁護 士というような具体化のレベルまで落とさないと、その養成のための手段たる法曹教育も 具体化しないと思います。

これらの法曹像のそれぞれに必要とする知識やスキルや態度や価値体系(value)、プロフェッショナリズムはかなり異なってきます。裁判官と企業内弁護士では、これらの全く違うのはよくお分かりだろうと思います。

先ほどの大澤先生の報告にあった、司法試験で何を試すか、というもんだいですが、結論には賛成いたします。もし、育成すべき法曹像が、訴訟弁護士、M&Aや国際投資などの大型複雑取引のアドバイスをする弁護士、倒産処理弁護士、企業内弁護士、公益型弁護士、過疎地弁護士など、多様なパターンの養成すべき弁護士像があるとすると、、これらに共通する法律知識、弁護士としての態度、コミュニケーション能力など、これらのパターンに共通する最大公約数的知識やスキルを試験するということにならなければならない。

そのためには、まずは社会が必要とする法曹類型の特徴を調べて、それぞれの法曹類型にどういう知識・技能・資質が必要なのかというようなことを確定する必要がある。。これが、今日の議論もそうですけれど、今までの法曹養成議論にはこの観点がまったく欠けていると思いました。それ以前に、一般的には訴訟弁護士モデルだけのための現在の法曹養成制度に大きな疑問が提起されないことはより深刻な問題です。

それから、藤倉先生の報告、それから花本先生の報告にもご指摘がありましたけれども、 法曹教育に関しては、最新のことが教育学の成果の取り入れがほとんどなされてないこと が問題です。これは、花本先生が一生懸命やっておられますけど、もっとたくさんの教員 が研究しなければならない。そして、教育のスキルを向上させなければならない。医学教 育みたいに、例えば質問したら 9 秒間待つのだぞ、というようなことを、教員の一人一人 が会得しなきゃいけない。そのための、教育学の成果をどう法曹教育に取り入れるかとい う研究と伝導が必要ではないかと思います。

最後にお願いでありますけれども、例えば、医学教育については、医学教育学会というのが 1969 年にできてる。で、法曹教育については全くできてない。これは、この学会、ぜひ名前を変更して、法曹教育学会に名前を変更すべきじゃないかということを強く感じました。以上であります。(拍手)

須網: 貴重なアドバイスありがとうございます。次は、共同通信社客員論説委員で、中教 審(中央教育審議会)の専門委員をお務めの土屋さんからコメントを頂きます。 **土屋美明(元共同通信社客員論説委員、中央教育審議会専門委員)**: 土屋でございます。「外から見える法曹界」というレジュメを出しましたが、書いていないことをお話ししたいと思います。

司法改革が不徹底であると思うことですね。司法試験委員会の委員を 6 年間やりましたけれども、司法試験にも反映されてしまって司法試験も行き詰っている、そういう感じであります。

それで、ちょっと感想を述べさせていただきたいと思うのですが、その前に、今、東京 家庭裁判所で家事調停委員をしていまして、5年目に入っています。そこから見えるのは、 世の中知らないことばかりだということをお話したいと思いまです。

あまりお話ししてしまうと守秘義務違反になりますので、具体的ケースは言えないのですけれども、ちょっと信じられないことがいっぱいあります。例えば、離婚を求められている夫が慰謝料を払うと言ってるんですけれども、それは妻の両親が出す、そういう約束ができている。これは法理論で解決できる話ではありません。

また、親子関係不存在の申立が出てきて、鑑定をしてみると親子関係はない。では、その後は養子縁組の話になるのか、それとも離婚になるのかというようなことを考えるわけですけれど、物事そうはいかないですね。夫は妻の不貞で生まれた子どもを自分の子として育てる、嫡出子ではないことの確認さえすればいいと言う。そういうケースもあります。こういうことは法理論のお話ではありません。

そういう世界から見てみると、法曹界は非常にいびつであります。法理論とか、教育の話ばっかりしてましてね。具体的にそういう家庭の問題がどういう状況になっているのか。何でみんなが悩んでるのかということへの手だてはあまり考えていない。それを強く感じるのです。家事調停に来る人は、問題を解決したくてやって来るわけです。調停室で理論をぶたれても困るわけですね。

何でも代理人は当事者の言うことを代弁すればいいんだと思ってらっしゃる方が非常に 多い。だけど、それじゃ問題の解決にならないんじゃないですかって感じます。

最近、東京家庭裁判所で重要視されてるのは家事調停委員の研修です。これまでだった ら、問題を解決するためには法的な知識なんてあんまりなくても調整さえできればいいだ ろうというようにも考えられていたと思うのですけれども、今は家族間のトラブルが深刻 化していますから、審判、判決に移行するケースが結構多いんですね。

そのとき耐え得るように、研修が強化されてます。調停委員のほうもそれに応じて、勉強会を自主的にたくさんやっています。

そういう法的な知識と、一般人の調整力というか、その両方を生かした解決が必要なのかもしれない。ところが実はどちらも足りないという不幸な印象を持っておりまして、それを、こういう学会のほうで気付き、方向を出していただけたらいいなと思います。

そのためには、大学が非常に重要な役割を果たすと思っていますので、エクスターンシップ、それからリーガルクリニックに、大いに期待しています。そういうものを法科大学

院の教育の中できちんと位置付けて、知識はもちろん、調整力の養成にももっと目を向けていってほしいと思っています。以上です。(拍手)

須網:ありがとうございました。最近、法科大学院を応援してくださる方は非常に少ないのですが、ほんとに温かいお言葉を頂いたと思います。それでは、次は、消費者庁の元長官で現在は顧問であり、文科省の審議官でもいらっしゃった板東久美子さんからコメント頂きます。

板東久美子(消費者庁顧問、元文部科学審議官): どうもありがとうございます。今日はこういう機会を与えていただき、大変うれしく存じます。と申しますのも、私も課長時代、あるいは高等教育局長の時代も法科大学院の関係、いろいろ関わらせていただきまし、離れてからも心配しながら見守らせていただいているということがございましたので、こういう意欲的なシンポジウムをなされてるということで、大変うれしく存じます。たまたま椛嶋先生と街でばったり出会ったということきっかけで、お声掛けていただきました(笑)。で、ただ、実はたまたまっていうことですけども、本当は消費者庁のどこかに最初からお話があったら良かったなっていうふうに思っております。というのは、今、消費者庁、定員が320名ですけども、この中で法曹が何人いらっしゃると思われますでしょうか。じゃあ、20名以上と思われる方。(挙手)

はい、ありがとうございます。あんまりいらっしゃらなかったんですけれども、実際は 30 名ぐらいおります。だから 1 割。この中には、法律事務所から派遣されてる若い方もいらっしゃいますし、それから、自分で手を挙げて任期付きで来られてる方、それから、結局経験をしてみたりした結果として、消費者庁の人間になりたいということで、もう公務員になってしまったっていう方もいます。で、今、課長でそういう弁護士だったという方もおります。

02:00:25

それから、プロパー職員を採りだして 4 年目ですけれども、この中で圧倒的に多いのが やはり法科大学院の修了者。これは、必ずしも資格を取ったかどうかに関らずに採ってお りますけれども、そういう意味では、消費者庁の中で活躍してる人間というのは、かなり 法科大学院の関係者が多い。法科大学院以前の弁護士さんもいらっしゃいますけれども、 そういう実態がほとんど、法学教育をされてらっしゃる方々の側でも認識をされていない ということで、まだ法科大学院の教育は、今までの狭い意味での法曹の概念から抜け出て いないのではないかというふうに思います。

で、エクスターンシップその他に関して言っても、もっと官庁にも眼を向けてほしい。 今、官庁で活躍する法曹が非常に増えておりますので、弁護士だけではなく裁判官も、今、 研修的な意味合いを持って役所に派遣をしてるということで、いろいろな法曹の育成の中 でも活用されてるということがございますので、ぜひ公務のほうの実態も知っていただき たい、企業のほうの法務の実態も知っていただきたいと思いますし、エクスターンシップ その他でもっと積極的に役所に出していただければ、こんなに法科大学院の学生さんたち がいい教育を行われて力を付けてきてるんだっていうことが役所の側にも分かる、企業の 側にも分かるというふうに思っております。

で、私も他の部署にいるときも、いくつか、例えば内閣府の男女共同参画局に局長で出ておりましたときも、中央大学が、役所、その他を含めていろいろ積極的に学生を派遣をしているということで、大学から依頼があって何週間か受け入れたということもございました。

そういうことも含めて、やはり法曹というものの概念、先ほどの山口先生のお話だったでしょうか、法的な課題解決者、やはりそこまで少なくとも概念を広げていただくということが必要だし、その中でやはり必要なのは、法律の理論的な問題ももちろんですけども、先ほどからお話のように、やはりその背景となるようないろんな社会実態なども含めてどう捉えていくのかという力、あるいは、一般の法律が分からない人たちも含めて、どう法律的な概念・結論などについて納得していただくかというコミュニケーションの力というようなところであり、私も消費者庁その他でいろいろ法曹の若い方々にほんとに大変素晴らしい活躍をしていただいてるんですけれども、これらについて弱点の部分も感じないわけではない。

それはやっぱり、狭い意味の法曹の中で通用する言葉で議論するときは非常に強いんですけども、例えば、法制局とかで法案作成作業もやっていただく。そういうところの法律的な議論をするのは非常に上手なんですけれども、やはり一般国民とやり取りする、あるいは、法律の立法事実というものを判例以外のところからつかみ出してくるというところは、役所に来て初めて学ぶ部分も結構あるのかなというふうに思っておりますので、そういう点も含めて、先ほどからご発表のところについては、むしろどれも非常に賛成する話と申しますか、アクティブラーニングの問題も含め、ほんとにぜひそういうことが広く実現されていけばいいなというふうに思いながら聞かせていただきました。

どうもありがとうございます。(拍手)

須網: ありがとうございました。日弁連のおかげでだんだん司法試験合格者が減ってきておりますので(笑)、消費者庁もこれから採用が難しくなるのではないかと懸念しますし、私、早稲田の法科大学院でエクスターンシップを担当していますが、最近学生が法律事務所以外のところに行きたがらない傾向もみられます。法科大学院開設当初は、企業の法務部とか官庁へのエクスターンを希望する学生が多かったのですが、学生の人数が激減してるせいもこともありますが、そういうところに興味を持つ学生が少なくなってきて、法曹像の縮小現象が若い人の間でも起きてるのではないかと危惧します。せっかくの芽が十分に育っていくように、われわれも一層努力しなければいけないと思っております。

それでは、次に、弁護士の椛嶋先生、日弁連法科大学院センター副委員長で、ずっと法

曹問題に携わっておられる方です。椛嶋さんよろしくお願いします。

椛嶋:椛嶋と申します。よろしくお願いします。座ってお話しさせてください。

私のほうからは二点。一つは、平成 29 年 1 月という今この現在において、法曹養成改革の問題というのはどういうふうに議論すべきかということ。それから今日の、かなり統一感のあるご報告だったと思いますけれども、これに関して一点感想を述べさせていただきたいと思います。

法曹養成制度改革を議論する際に、一番最初、法科大学院を作るときはそうだったと思うのですが、諸外国や、あるいは他士業の状況などを参考にしながら、こんな制度がいいんじゃないかといろんな議論をしてきたと思います。

しかし、現在既に法科大学院、司法試験、、司法修習という制度ができて十数年経ってる、この現状において議論するという場合には、必然的にそれは、現在の、既存制度の改革提案という形を取らざるを得ないと思います。もちろん、改革という中には、その制度自体を廃止するということも含むんだと思いますが、いずれにせよ既存の制度をどうしていくかという議論の立て方になると思います。

そういう議論を立てる限り、そこにはその改革提案の実現可能性という観点というものを捨象して議論するということはできないんだろうと思っております。もちろん、実現可能性というものをどういう時間的スパンの下で考えるかについては、いろんなスタンスが議論によってはあり得ると思いますし、一般的にはかなり短期間での改革ということを考えれば、通常はその提案は現状追随型のものになり、長期的なスパンで考える提案というのは、より抜本的な改革という形になるというのが一般的なんだろうと。例外はあると思いますけれども、そういうふうに考えられるのではないかと思います。

そういうことを前提として考えた場合に、われわれはどういうスタンスで、今この 2017 年の 1 月という時点において、法曹養成の改革議論というのを行うべきなのかです。この点に関して、おそらく 2008 年ごろからさまざまな改革が提案・実施されてきたにも関わらず、顕著な改善を見せていないという現状認識に立って、その原因は文科省や法務省、あるいは日弁連、最高裁、法科大学院協会、あるいは与野党の国会議員などの、さまざまなステークホルダーの考え方や利害関係が交錯する中で、理念を持った有効な改革案ではなくて、実現可能性の点を過度に重視した妥協の産物みたいなものしか出てこなかった、そういうことに問題があったんじゃないかという考え方があると思います。おそらく、このシンポの企画の基本的な問題意識もそういうところにあるのではないかと思います。

その認識は必ずしも誤っているとは思いませんけれども、そういう認識を前提にした改革案というのが、仮に、理念があり筋が通っていても実現可能性の全くないものであるとするならば、そういう形で法曹養成制度に関して今議論する意義は、おそらく現状ではそれほど大きくないんじゃないかと思います。

もちろん、ここでの議論は、目の前の現実と格闘している政策担当者による議論ではな

く、「臨床法学教育学会」という学会での議論であるということを考えれば、実現可能性の 点を強調し過ぎるあまり、改革の効果の乏しい議論に陥ってはならないでしょうし、そう いう微温的な改革によって現状を大きく改善できるという状況には既にないということも、 そのとおりかとは思います。

が、理念を踏まえた骨太の議論というものが、現状との関係でおおよそどういう方向に向けてどういう一歩を踏み出していくかということが、セットで議論される必要があるのではないかと思っています。

私は、現在の法科大学院制度は、この間の改革でさまざまな前進面はあるものの、トータルとして見た場合には、率直に言うと崩壊寸前の状況にあるというふうに思います。具体的に言うならば、現在の法曹志望者の減少傾向、法科大学院入学者数の減少、それから司法試験合格者数の状況、予備試験合格者数とその属性を巡る、その大半が学部生あるいは法科大学院生であるという、そういう状況を考えるならば、遅くとも政府が集中改革期間と位置付けた平成30年度が終わる平成31年、たぶんそのころ元号変わってるんじゃないかと思うので、西暦で言いますと2年後の2019年4月の法科大学院の入学者数が明らかになった時点、おそらく現状のままで推移すると、そこでの入学者数は1,500人を下回る可能性が十分にあるというふうに思います。そういう時点で、改善に向けた方向性が明確になっていないならば、制度として現在の法科大学院を中核とする法曹養成制度が持ちこたえられなくなる可能性が現実的なものになりかねないと思っております。

もう一つの可能性。もしも今年の司法試験合格者数が 1,500 人を大きく下回るというようなことになれば、今言ったような状況がもっと前倒しで訪れる可能性すらあると思っています。そういう時間的スパンで議論は進めなくてはいけないんではないかと思っています。

それから、もう一つ感じているのは、この法科大学院制度の問題を真摯に考えて何とか改革を図っていこうという、そういう方々の層というのは、先ほどもありましたが、非常に薄いと思います。ここにいらっしゃる方で全部とは言いませんけれども、本当に、ここにいらっしゃる方プラスαぐらいの人数しかいないんじゃないかと思っております。

当初、いろいろ考えてこられた方も、既に現状の中である種やる気を失っていたり、あるいは、法科大学院でたくさんの修了者が育っていますが、目の前の実務に取り組む中で、 法曹養成制度をどうするかということを考えて、そこに時間を費やせるという人は非常に 少ないと考えます。

しばしば「法科大学院どうなんだ?」というときに、文部科学省がやり玉に挙げられますし、法科大学院の所管官庁だということを考えると、それはある意味当然ではあると思いますけれども、文科省の担当者の方々を比較的近い場所で見ていると、法科大学院の問題を担当してるメンバーというのは驚くほど少ないですし、それからそういう方々も2年、3年のうちに替わっていく。これは、司法試験を所管してる法務省においても同様と思います。

そういう現状を考えるならば、私は、このシンポで集まった人々の間で、実現可能性というものをやはり頭のどこかに置いた形での具体的な改革案を早期に練り上げていくことが必要なのではないかと思います。取りあえず、いろんな考え方出してみて、あとは政策担当者、文科省・法務省しっかりやれよということでは、現状は改善できないところまで、時間的にも、または人的パワーの面でも、状況は切迫してるのではないかと感じる次第です。

長くなったので、あと一点だけ。今日の議論で感じたのですが、一番最初の山口さんの報告の中にあった法曹像、この点は最後のところまでかなり一環していたと思います。そこである法曹像というのは、おそらく訴訟実務中心から、まさに課題解決型への法曹像へ、ということだったと思いますが、なぜそういう法科大学院教育になってないのか。

司法試験の影響というのは大きいと思うのですが、なぜ司法試験が岩盤で動かないのか ということを考えてみるときに、これは、法曹像と言っても今日の議論というのは、やっ ぱり弁護士像なんだろうと思います。その弁護士像を中核とした形での法曹養成制度に、 組み替えられない。

その一番大きな理由として、最近私感じるのは、先ほど柏木先生もおっしゃいましたが、 同じ養成制度で裁判官を養成しなくてはいけないというところが非常に大きいのではない かと思います。

私、司法試験委員会の幹事という仕事をやって、司法試験の運用改善に関する議論をするときに、いろんな方々からのヒアリングを行いました。

その中で感じたのは、われわれ、少なくとも私は、司法試験というのは資格試験である。 すなわち、裁判官・検察官・弁護士になろうとする者に必要な学識能力を一定のレベルを 引いて、そこから上の人を受からせる試験だと思っておりました。でも、どうもそう思っ てない人がたくさんいるんだと思いました。

それはどういうことかというと、優秀じゃない人は当然落とすと。でもそれだけではなく、合格者の中で、優秀な合格者とさほど優秀じゃない合格者をきちんと振り分けられる試験でないといけない。このことに、非常に大きなウエイトを置いてて、そこから先は推測に過ぎませんが、弁護士というよりは、裁判官をきちんと選抜できる試験でなくてはいけないと考えてるんじゃないかなと思いました。

それはおそらく、今の日本の裁判実務というのはかなり精緻な法律解釈論に裏打ちされた一つの判例体系というのができていて、おそらくそれと非常に親和性の高い形で日本の法律学、法律解釈学というものが、ある意味二人三脚で歩んできた。だから、そのような司法試験の在り方に対して、法律基本科目の研究者の方々は親和的なのではないかということを感じておりまして、そこの部分ですね。

裁判官養成というものをこの文脈の中でどう位置付けるのかということを議論しないと、 なかなかこの司法試験という鉄板の変革は難しいなということを感じていた次第です。(拍 手) **須網**: 椛嶋先生、どうもありがとうございました。私、椛嶋先生とは長くお付き合いさせていただいていますが、ここまで踏み込んだ発言を椛嶋先生が今日されるとは予想もしておりませんでした。一瞬場が凍り付いたのではないと思いますが(笑)、今日のこれからの議論の方向性を設定するようなご議論であったかと思います。

さて、4人のコメンテーターのご発言、それぞれに非常に重い指摘をしていただいたと思いますので、パネリストの方々から何らかのご対応があってしかるべきかと思いますので (笑)、どうぞ、どなたからでも結構ですので、まずはコメンテーターのご意見への対応を中心に、少し議論をしたいと思います。どなたからでもお手を挙げていただけませんか。 じゃあ、山口先生どうぞ。

山口: 今の椛嶋さんの話の中で、キーワードとして「実現可能性」という言葉が出ました。 それから、実は、宮澤さんからの場内の質問の中にも実現の方法論、どういうふうに持ってるんだと、こういうご指摘がありました。

今回、われわれがこの企画を立てるに関して、非常に悩ましいことですが、いいプランを出してどうやって実現するんだと、その方法論に関してはかなりハードルが高いわけです。ただ、われわれが考えたことは、実現可能性から逆算してプランを考えるのではなくて、今回は、あるべき姿がどうであるかをまず考えようと、ここからスタートしました。ですので、今日の段階では実現の方法論というのはまだ具体的なものは出せていない。で、これは次の4月の大会などに向けて議論を深めていく方向ではないかなと思っています。

今日のところは、まず全体のパッケージとして、地方制度改革意見書が 2001 年に出まして、それをもう 1 回見直して、間違っていたのか正しかったのか、そして治すところがあるのかないのか、そして、時代が過ぎて時代が合わなくなってるとこがあるのかないのか、それを検証して、今のこの時点に立った上での司法改革のパッケージをまず考える。で、それをどう実現するかは次に考えていかなければいけないことかなと思っているところです。

そこは、場内からも幅広い方法論に関するご提案やご意見も承りたいなというふうに思っているところであります。まずは簡単に。

須網:如何でしょうか。実現可能性の問題について、他の報告者の方々からもご意見ありましたら。

大澤:はい。

須網:どうぞ、大澤先生。

大澤: 椛嶋さん、どうもありがとうございます。でですね、椛嶋さんおっしゃること、僕はもっともだと思うんですが、椛嶋さんが実現可能だと思うプランというものをお聞かせいただきたいなと思います (笑)。いや、僕は実現可能性のないプランを今日出したものですから (笑)、それはもう重々分かっているんですけれどもね。全く実現可能性がないとも思っていないんですけれども。

で、先ほどちょっと宣伝しました Law 未来の会は、例えば、久保利弁護士の論文にも書いてあるですけれども、毎年、司法試験考査委員で住所が分かっている人に対しては、全員に対して合格者を、例えば昨年ですと 1,800 人を下るような合格者数にすべきではないという手紙をバーンと出してるんです。おととしも出しました。おととし出したら 1,850人だったんです。でも、去年は 1,500 人になっちゃったんですよ。そういうふうに行動をするっていうことも僕はすごく大切じゃないのかなというふうに思っている次第なんですが(笑)。

須網:大澤先生が質問されなければ、どこかで私が、同じ質問を椛嶋さんにさせて頂こうかと思っていたのですが、いかがですか。

椛嶋: すいません、ちょっと今、そういうプランに関して迂闊に申し上げるのは、いろんな意味で十分検討もできてないところもあるので(笑)、そこは控えさせていただきますけれども。

ただ、司法試験の関係で言うと、大澤プランの場合もこれ、たぶん医師国家試験になぞらえて、短答中心という形で構成されているのでしょうが、でも、今の、法科大学院教育の到達点に対する法曹界の、正しいかどうかは別として、法曹界にかなり幅広くある問題意識としては、きちんとした論述力というもの、これは論理的に構成した文章を書けるということを含めてのその部分というものがまだまだなかなか弱いし、それから、通常のカリキュラムの中で、そういうしっかりと書かせる部分が十分にまだできてないんじゃないか。

こういう批判がある中で、出口での試験を短答だけにするというのはやはりかなり難しい。だから、私はそこは論文式試験を中心に考えざるを得ないんじゃないかと思います。

そのときに、論文式試験をどう考えるかというときに、実は数年前に全考査委員に対して司法試験委員会がアンケートを取ったことがあって、これは一部確か公表されてると思うのですが、そのときに、だいたい考査委員は、今の試験のあり方は大体いいいでしょうという回答が多く良くないとする人は少ないんですが、一点だけ、全体の回答者数の半数近くだったと思いますが、かなりの回答者が問題があると答えた質問があったんですね。

それは要するに、問題で問われている論点が多過ぎて、時間内に書ききれないという傾向があるんじゃないかということでした。この点に関しては、相当数の考査委員がそういう部分があるということで、その質問だけは他の質問とは顕著に回答結果が違っていたと

いうことであります。

そういう点でいうと、これは日弁連の委員会の中でもいろいろ議論をしているんですが、 現在の問題も、途中答案になりかねない、つまり、短い時間の中で頭にある知識を吐き出 して論述パターンを考えてという、ちょうどわれわれ旧世代の弁護士が予備校で学んだ論 証ブロックみたいな形でやったようなことに近い状況でやらないと書けないということ生 じてきているということがあると思います。ですから、私は、時間が足らなくて書けない という状況をまずなくすというのは、これは小さな改革ですけれども、一つやらなくては いけないところだと思ってます。

それから、さらにいうと司法試験をいつやるかとか、それから短答とか選択科目をどうするかとか、それから先ほどあった法科大学院教育の中での、例えば共通到達度確認試験と司法試験をどういうふうに役割分担するかとか、そういう意味でいうと、法科大学院教育全部やって、最後に、さあ司法試験というんじゃなくって、教育の中でいろんなもの確認しながら、医学の話でもあるんですかね。その代わり、出口のところの司法試験はもっと在り方を変えていこうみたいな、そういう教育の中身との一体としての改革ということを、時期の点も含めて議論すべきじゃないかなというふうに思っています。

大澤:はい。

須網:大澤さん、どうぞお願いします。

大澤: すみません、私ばっかり(笑)。それで、また Law 未来の会の宣伝になっちゃうんですが、先ほどちょっとご紹介しましたように、われわれ現役の弁護士が実際に試験問題を解いてみるっていうのは非常に重要だと思うんですよ。ですから、今日ご参集の皆さんはぜひ来年、来年というか今年ですね。来期の司法試験の問題を実際に解いてみていただきたい。これ、またたぶん Law 未来の会でやると思いますので、参加していただいて、やってみるといかにばかばかしいことをやってるのかなというのが明白に分かりますので。で、具体的にじゃあどう改革するのかっていうことを、僕はやるべきじゃないのかなと思っております。ありがとうございました(笑)。

須網:大澤先生以外の報告者の方、如何でしょうか。特に、藤倉先生もこういう議論をお聞きになって、何か刺激される部分がありますでしょうか(笑)。

藤倉:もうだいぶ冷静になっておりますので、ご安心ください(笑)。実はこれ、例えば僕が医師国家試験を解いてみて、解けない問題もあるんですよ。医学部も同じです。それはやっぱり、卒業の時点で求められている能力と、それから実務を行ってく上で必要とする能力は全く違いますので、そういうことはあるのですね。

ですからやっぱり、実際にその知識・技能を使っていく上で、結局生涯学習っていう観点でやっていますから、卒業して、要するに資格をもらったところがまた次のスタートであって、そっからずっといくわけなんで、そうすると、医者 20 年もやってますと国家試験解けないですよ、自分の領域以外のところは。これは、大澤さんがおっしゃっていることとは主旨はたぶん違うのだと思いますけれどもね。

やはり、今申し上げたようにステップ、ステージがあって、その時点によって設定されるアウトカムがあるのだっていうことは明確に考える必要があると。そうやって考えた場合に、先ほど……失礼しました、お名前を忘れてしまいまして。柏木先生にご指摘いただいたのですけれども、やはりコンピテンスとかコンピテンシーとわれわれ言いますけれども、このアウトカムというものを一度きっちり文章にして。例えばですから、「早稲田大学法科大学院の卒業生は、卒業時にかくかくしかじかができる」ということをきちんと明文化まずしてみることをお勧めします。

われわれ医学部でも、コア・カリキュラム、先ほど少し竹内さんのお話の中に出てきたのですが、医師に求められる資質というものは確かにあるんですけども、それは、ある意味お国が勝手に定めたものなんですね。で、要するに、各大学が持ってる使命に基づいて、もう一度それを考えてみてきちんと明文化するというところから、われわれは始めています。

で、実際にわれわれは、実は昨日もその委員会があったのですけども、かなり事細かく。 まずやっぱり8つの領域があって、その中にはせいぜい3つ4つ、さらに細かい領域があって、その細かい領域は測定可能なもの、評価が可能なものというふうに定められています。

そうやって一つ文章を考えていくと、例えば、日本医科大学、私どもの大学の卒業生は、 卒業時に、例えば、今うろ覚えですけども、医療チームの一員として他の職種と適切な連 携を取りながら、患者の尊厳を守りつつとか、あるいは守秘義務を守りつつとか、そうい うふうにちゃんと明文化するんですね。その一つ一つの文章を作るのにあたって、何十人 という教員と、それから学生、それから一般市民も参加して、その会議を開いています。

そうすると、例えば先ほどの、守秘義務うんぬんなんていうのは、最初われわれは忘れていたのですが、患者代表ということで一般市民の方が、ぜひこの文言を入れてくれないと困るというふうなリクエストが来るんですね。そういうふうな下で、先ほどのアウトカム、卒業時、あるいは終了時に求めるコンピテンシーっていうものを、きちんとやはり何らかの組織立った形で、やっぱりプロダクトとしてきちんと文章化してみることをお勧めします。たぶんそういうことは、皆さんきっと本来であれば本業といいますか、あえて出したいことだと思いますので、われわれでもそれやることですから、ぜひなさるといいかなというふうに思います。

ちょっと最後の方、話がそれましてすみません。

須網:藤倉先生、ありがとうございました。そうか、2003~2004年の法科大学院開設のころにそれをやるべきであったなと思いながら(笑)、今お話しを聞かせて頂きました。

私のコーディネートの基本的なポリシーは「馬なり」ですから(笑)、議論ができるだけ盛り上がるように、流れに沿って進めていきたいと思いますが、そろそろ会場の方から、もしくは、先ほど発言いただいたコメンテーターの方からも、さらにご意見・反論があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。はい、土屋さん、どうぞ。

土屋: 私は、元司法試験委員会委員ですから(笑)、被告席に立たされたような、そんな気分で半分聞いておりますけれども、試験問題作成の過程から合否判定のところまで、今まで知らなかったものがずいぶん分かったという気がしています。

その結果、まだ不透明ではあるかもしれないけれども、決して不公正ではないと。つまり、考査委員の方々、200人ぐらいいらっしゃいますけれども、その中から問題作成委員をお願いし、さらに答案採点作業をやっていただいているわけですね。

その問題を自分では、私は一度もというか、ほとんど解いた経験はありませんので(笑)、 法曹ではないから当然できませんけれども、一連の作業を見ていると、合格点が、先ほど 下がってきているとか、いろいろ指摘がありましたけれども、そこの判定はきちんとした 合意の下に行われているというふうに言っていいと思います。

最初から、合格人数が決まっているわけでもない。それから、何点以上合格させるというふうに決まっているわけでもない。実際に出てきた結果を見てみると、問題の難易度によってその年その年の出来が全然違う。平均点が違いますし。それから、統計を取ったときの一番大きな山はどこに来るのかも違うのですね。

そういった要素を考えながら、ここから上は合格させたほうがいいんじゃないかという 議論をしているということですので、それが絶対的に正しいっていうわけじゃありません けれども、私自身は納得しながら、これでいいですかねっていうふうに思って承認作業に 関わってきたということでもあります。あまり不信感を持って見ていただかなくてもいい かなと、被告人の立場としては思います(笑)。

今日、大事だなと思ったのは兵頭さんのお話です。社会人として仕事をしていながら、 なおかつ法曹の資格を取って、行政の立場で何ができるかという視点から関わりを持って いらっしゃる。そういう方が生まれたことは、法科大学院の一つの役割が果たされたとい うことだと思うんですね。

私の職場の共同通信社でも、司法試験に合格して弁護士になっている人は何人もいるわけですけれど、最近は「社を辞めて法科大学院行ったほうがいいだろうか」なんて相談をしてくる人がいなくなりました。今の職業を捨ててまで行くところじゃないというふうに思いだしているということです。

それはなぜかというと、出口のところが、先行きが見えないからですね。どういう職域

が自分を待ってるのか、見えないからなのだと思うのですね。そのルートをきちんとさせないと、今の仕事を捨ててまで来いというふうには言えない。

僕はよく「自分でラインを設定してトライしてみろ」っていう話をしています。ここの 法科大学院に行きたいというふうに希望を持っているんだったら、どの先生の話を聞きた いとかいう希望があるんだったら、トライしてみるのがいいというのが私の考え方なんで、 そういう人たちを引き付けられるような条件を、それぞれの法科大学院側が作らなきゃい けないと思うのですね。それがないから予備試験に流れていく。そういうことだと思いま す。

予備試験合格者の優秀信仰というのがありますよね(笑)。法科大学院の修了生より予備試験を通ってきた人のほうが優秀なんだという。で、東大法科大学院の運営諮問会議の委員をしていたとき、予備試験に合格して、それで法科大学院を終了しないまま司法研修に入っていく学生たちが目立ち始めたのですね。そういう学生がどんどん生まれてくると、おそらく教育自体が成り立たなくなってくるであろうということです。そういう、予備試験の中で受かってくる学生はだいたい成績がいい。成績が良ければ人間も優秀なのだという信仰みたいなのができてしまうと、法科大学院で本来身に付けるはずのいろんな科目の履修などをしないまま法曹資格を取ってしまう、そういう人たちがたくさん生まれてくるということです。これはお医者さんの場合と対比すると、とても深刻な話だと思うのです。

きちんと敷かれた教育環境は全うしていけるような、そういう法曹養成の一本のライン、 これをできるだけ早く確立させてほしいというのが私の願いです。

しっかりした資格を取っている人、あるいはそういう力量のある人は、ほとんど無試験でもいいのだろうと思います。医師の推薦入学みたいな話ですね。学位とレジュメに書きましたけれど、そういうのを持っていらっしゃる方がいるわけですよね。法律学でなくても。そういう方は、法科大学院に行けばちゃんとした法律家になっていくだろうと思います。その入り口のところの設定の仕方とかそういうことも含めて、全部考え直して作り直して提案する、それが必要だと思います。

司法試験に関して言いますと、大澤先生のご意見はよく分かります。最低ラインを確認 すればもういいじゃないかという、それも分かります。ですけれど、そういう知識を確認 する試験ではなくて、論文だとか口述だとか、そちらのほうの力量を重視して合格者を決 めてくださいとずっと言ってきています。

知識のチェックは、法曹になる前に最低限のものを持っているということが確認できさえずれば、もうそれ以上やらなくていいだろう、それをベースにして、実際にトラブルにぶつかったときにどう解決できるのかという、そういう力量を身に付けて磨きをかける、その作業が決定的に今は足りない。それは、法科大学院の中でやらなければいけない。具体案をもっときちんと詰めるほうがいいと、そう思います。

須網: ありがとうございました。土屋さんは、中教審の専門委員でいらっしゃいますから、

土屋さんのおっしゃることは実現可能性があるのかなと思いながら聞いておりましたけれども (笑)。今、法曹像の話も出ましたし、個別の課題としては、大きな問題である予備試験の議論も出ました。はい、ご質問どうぞ。

フロア: 実現可能性とかそういう話なんですが、今、ロースクールが置かれてる状況は、皆さんがお話ししてるような状況ではありません。うち、40人定員ですけど、今十何人しか去年入りませんでしたし、今年も、初めて冬期入試っていう 2度目の入試をせざるを得ない状況にあって、そういう中で、例えば医学部はいいです。医学部は、絶対に定員割れなんか起こりません。

で、そういう中で、医学部とロースクールとか専門家養成のところで、いろんな意見交換もしたりすることもあるんですけれども、だけどそもそもの存立の問題が一つあります。 あと、評価っていう話がありますが、医学部はたぶん第三者評価とかいうのはないと思います。第三者評価が、それはもちろんいろんな、日弁連の評価をされてる方はいいのかもしれませんが、国立大学のように、学位授与機構の評価をされてるところって、もうそれでかなり大変なんですね。

その学位授与機構も、どんどんころころエビデンス・ベースとかないのに評価も変えていく。で、それでころころやっぱり変えなきゃいけないような状況が大学にはあるんですね。なおかつコアカリができれば、コアカリをちゃんとしなきゃいけない。で、文科省とかに言われたら、うちの大学レベルだと「はい、分かりました」って言わざるを得ないんですよね。で、そういう中で、とにかくお金も減らされてる。そもそも国立大学、お金がとにかく 1 億ずつずっと減らされてて、人も採れない。人がいなくなるのに人も採れないという状況の中で、かなり内部の改革っていうのは、私はもうできないと思います。

特に、私の科目なんかは司法試験に全く関係がない。本当に司法試験科目の先生たちって、本当に大変です。で、一生懸命皆さんおっしゃってるように、起案演習もしています。で、そういうことをいろいろして、それで、さっき藤倉先生おっしゃってそうだと思うんですが、今まさにロースクールがやってるのは支援なんですね。どうやって支援をしていって、じゃあその支援の目的って何なのかっていうと、やっぱり司法試験に受かる支援しかできないんですよ、今。

で、じゃあ状況をもっと冷静に認識していただいて、もちろんトップ 10 にいるようなところはまた別かもしれませんが、それ以外にもまだ何十校ってロースクールはあるので、やっぱりそういうロースクールのきりきりとした現実っていうものも前提としながら、それでもやっぱり法曹養成っていうのをやっていくために、何が必要で何ができるのかっていうことを考えざるを得なくて。だからもうちょっと認識を、現実に即した認識がなければ、それは法科大学院の関係者からも無視されるっていうふうには思います。

須網:ありがとうございました。いくつか質問が来ておりますので、フット先生に、それ

らに回答していただいて、その後さらに議論を続けたいと思います。どうぞ、フット先生。

フット:はい。私も、実現可能性の言葉についてコメントをさせていただきたい。実は四宮先生から送ってもらった今回のプログラムを見た途端、司法試験改革とか、いやこれは実に重要である、と思いました。けれども、実現可能であるか疑問であるというメッセージをすぐ四宮先生に送りました。とは言っても、私はその「実現可能性」という言葉を聞くと、拒絶反応のような気もします(笑)。

といいますのは、法曹養成検討会の際に、例えばパフォーマンス・テストについて議論がありました。「パフォーマンス・テストをぜひやるべきである」と私が提案したときに、「いや、これは実現可能ではありませんので」と言われました。あるいは、倫理科目についての議論も同じようでした。「法曹倫理に関する試験を司法試験に盛り込むべきである」と提案した際、「いやこれは実現可能ではありませんので」と言われたわけです。そのような経験から、「実現可能性」という言葉を聞くと、なぜ実現可能ではないのか、ということをききたくなります。あんまりにも狭い内容に日本では考えられているというのは、私の一つの反応です。

と、もう一つですが、実現可能の観点から、アメリカにおける最近の変化といいますか、 法科大学院、ロースクールは評価基準でラーニングアウトカムズを設けなければいけない ことになりました。これは各ロースクールごとに独自のラーニングアウトカムズを設ける もので、しかも、それをちゃんと評価するためのアセスメントのプロセスも設けなければ いけません。

ですので、修了のためにもそういう評価をすることになっていますが、しかし、日本における共通的到達目標とは大きく違っています。アメリカではちゃんとスキルですとか、法曹倫理の観点ですとか、さまざまなものも含まれていますし、かなり具体的な内容の基準になっていますので、ですから、これからアメリカにおいて、それをちゃんと評価していくことになるわけです。

しかも、先ほど見ていたら、各ロースクールはかなり細かく、具体的なラーニングアウトカムズを設けていて、そのためのアセスメントプログラムも設けていますので、あるいは医学と同じように、OSCEですか、ちゃんとそのスキルまで試すための試験も、あるいは修了の段階で実現可能なのではないかと思いたいところです。以上です。

須網: ありがとうございました。私もあまり「実現可能性」という言葉は好きではありません。要するに日本では、「実現可能性」という言葉は、それを実現したくない人が使う弁解なんですね(笑)。ですから、実現しようとしている人は実現可能ではないとは絶対に言わないので、ですから、その言葉は。あんまり額面どおりに受け取ってはいけないのだろうと思います。

さて、少し議論が拡散してきましたので、整理させて頂きます。さきほどフロアの方の

発言にもありましたが、現状認識を踏まえて、今後どうしていくべきなのか、われわれは、これから来年 4 月のシンポジウムを目指して考えていかなければならないのですが、いくつか質問が出ておりますので、それらにお答えいただこうかと思います。このタイミングで、質問にお答えしておかないと、何か忘れてしまいそうな気が致しますので(笑)。

まず、亀井先生から、兵頭さん、花本先生、竹内先生への質問ということで、「司法研修 所での現行修習は現在の自治体法務にとって必要であると思われますか。それとも、他の 方法に変えられると思いますか」、これが第1問です。

それから、第2問として、「現在の重い司法試験を前提としても、アクティブラーニング や教員が協働する取り組みは、可能であると展望できるかどうか」につき、率直なご意見 を伺いたいと思います。第1問を兵頭さん、第2問を花本先生と竹内先生にお答え頂きま す。それでは、兵頭さんからお願いいたします。

兵頭: それでは、ご質問ありがとうございました。司法研修所での現行の修習が自治体法務にとって必要かどうかというところですけれども、私は、ロースクールで勉強を始めようと思い始めたところとも共通するんですが、もともと法務担当として業務を進めていく上で分からないことが多かったというところで、資質の向上といいますか、もっと自分を高めていきたいと。

それで、法務担当として、例えば上司から「こういう心配があるんだけど」とか、他の部署から、例えば「生活保護の不正受給とかあったときにどうやったらいいの」とか、そういう相談を受けたときに、しっかりと質の高い対応をして問題を解決していくことができればいいなと。そのためには、いろいろ考え、何とかしたいというところはあっても、まず前提となる知識、どういった手法があるのかとかっていうところを知ってないと対応できないということが分かってきたわけです。

そこで、ロースクールに入ったところからそうですけれども、どういった訴訟の手続きがあるのかとか、そういった基礎的なところから始めて。そうすると、司法修習についても、今その延長だったなというふうには自分は考えています。

特に、司法修習の場合は、中心になるのは裁判所、それから検察庁、それから弁護士事務所でのいわゆる法曹三者の立場を、司法修習生という立場で三者の視点を見ることができるというところが非常に貴重な機会だったと思っています。

で、その中で、それぞれの視点で自分が感じたのが、竹内先生からのご報告にもありましたけれども、その事実把握ですとか見立てとかっていう部分については、特に司法修習の中では、おそらく司法修習で重視してるっていうことは実務でも重視されてるということだと思うんですけれども、争点を整理して、いったい何がこの事件についてほんとに集中して見ていくべき争点なのかというところをまず見立てを立て、で、それについてしっかりと事実の認定をしていくということを、繰り返し訓練を受けたわけです。そこで言われたのは、事件に対して総花的に事実を考えていくというところは、課題の解決にとって

は役に立たないというふうに、それは繰り返し指導を受けました。

で、そういった形のものを、司法研修所では一番最初の導入修習っていうものがあるんですけれども、それは 1 カ月。それから、実務修習、裁判所・検察庁・弁護士も一緒での実務修習が終わった後に、約 1 カ月半集合修習というものがあるんですけれども、そこでそういった実際の現場の実務の修習を踏まえて、基礎的な、どういった手続きがされてるのか、どういった裁判官や検察官・弁護士がどういったところに注目してるのかっていうところは、司法研修所で学習することができた、あるいは演習をすることができたというところがありまして、そういったところを見ることができると、翻って、今の仕事をしていく中で、じゃあ、いざ訴訟になったときに裁判所ではどういう判断がされるのか、裁判官はどういうところに注目して、どういう見立てを立てていくのかとかっていうところが知ることができたというところはとても重要だったなと思っています。

これ、他の方法でも替えられるかっていうところも併せてご質問いただいているんですけれども、おそらく、法曹三者の視点を見るという点は、現状では司法修習という制度でしかないかなと思います。

例えば、弁護士事務所に人事交流という形で職員を派遣するということも考えられるんですけれども、そこでは弁護士からの視点は見ることはできるんでしょうけれども、その他の二者からの視点というところはなかなか見られないというところでは、修習はとても意味があったかなというふうには自分は思っています。以上です。

須網:ありがとうございました。それでは、花本先生、竹内先生、順番にどうぞ。

花本: 亀井先生、どうもありがとうございました。現在の司法試験であれば、アクティブラーニング型の授業っていうのはとても無理なのは明らかだと思います。実際、これは学部でやりましたけども、似たようなことは私のロースクールでもやっておりまして、割と面白がってやってくれましたけども、受かりません、はっきり言って。

それは、これをやると知識はやっぱり少しになってしまいまして、やっぱり知識の探し方、情報の探し方ですとか、あるいは共同作業の仕方ですとか、議論の仕方っていうのがメインになってきますので、どうしても知識が減ってしまうので、これやってると司法試験は逆に、こればっかりやっちゃうと受からなくなると思います。

反対に、ではアクティブラーニング型、こういう形の授業をやったときに、その内容を 試験で試すとなると、司法試験が非常に膨大になってしまうわけでして、一時期じゃでき ない。それこそ、医学でやられている共用試験のように、プロセスの中に組み込んでやら ないとそれはできないだろうというように思えます。

そういう意味では、今の司法試験が、結局教育の中身を規定してしまっている。これ、 ウォッシュバック効果というそうなんですが、それがありますので、到底無理だというふ うに思います。 **竹内**:はい。声を使い果たしてしまいまして。さきほど本当に 10 分で終われば良かったと 反省してますけども (笑)。先ほどの報告の最後のところですね。やはり、今のプロセスと しての教育を本当に達成するためには、司法試験の合格率、やっぱり 7 割、8 割、どうやっても達成しないといけないだろうというふうに申し上げました。

ということで、逆に言うと 8 割受かる試験を達成できたとなると、そこで試験問題、出 題内容ってのは、今みたいな重たいものっていうのは必要ないんじゃないかなということ ですね。そんなに差を付けるために細かい知識を問うたり、重たい試験にするというイン センティブがそもそも働かないんじゃないかというふうに思っていますので、おのずと試 験内容は軽くなってくると思います。かなり楽観的な意見かもしれません。

先ほど椛嶋先生からありました、裁判官についてはやっぱり差を付けとかないといけないんじゃないのというような考慮がもし働いたとすれば、そう簡単にはいかないかもしれませんが。先ほどの合格率 8 割の試験ということを前提にするんであれば、問題の重さというのは軽くなってくるんじゃないかなと、そういうふうに考えてます。以上でございます。

須網: ありがとうございました。今のこのご発言に対して、さらに会場から、もしくはコメンテーターから何かございますでしょうか……はい、どうぞ。

フロア:裁判官のことが出ましたので、ちょっと一言言わせてくださいね。私、裁判官を40年勤めて、その次、法科大学院にも教鞭(べん)を執りました。で、今、弁護士をしてます。いっぱい言いたいことがあるんですけど(笑)、そこの裁判官の選別のために試験を難しくするというか、今の試験を維持するというのは全くおかしなことだと思います。裁判官を選別しようとするなら、当局はなんぼでもすると思います。どんな試験でもね。

今の問題点は、裁判官がどうやった形で裁判官になってるかというと、今の司法試験、ロースクール試験の中で、ほんとに優秀な方だけを選別し、かつロースクールにも裁判官を派遣して、そこで目ぼしい人を先鞭(せんべん)をつけて付けてると。裁判官に採用させるべく、言うたら事前の青田刈りをしてるわけですね。そういうような形でしか、今裁判官を選んでないんですよ。

だから、それはどういう試験を通っても、裁判所の問題があるかもしれませんが、裁判官に一番必要な資質とか、いわば、例えば、こんなことを私が言うのもあれですけども、少数者の対する保護をいかに考えるか、あるいは、対政府・対権力に対して、司法権は別だという気概を持って裁判をするか。そういうものはいかなる試験でもなかなか難しいんですね。しかし、そういうふうな人を採用させるような状況を作ることが私、必要だし、それを皆さんはやっぱ許すべきじゃないと思うんです。

私は弁護士になって、今の司法試験、ロースクールして通って、優秀な方の裁判を受け

たことがありますが、時間がないので省略しますが、一点だけこういうのがありました。 刑事裁判。めったにしないんですけど。刑事弁護。

ある裁判官が、黙秘権の告知をさらさらさらっと立て板の水のように、ほんとに優秀な答案のごとく述べるわけです(笑)。黙秘権の告知ですよ。その人、被告人は何を言われてるかさっぱり分かんない。それで私が、そんな黙秘権の告知はおかしいじゃないかと言おうと思ったんですが、私が弁護人で言うと、実刑か執行猶予が争われる事件ですので(笑)、言うとこれはまずいかなと思って。おそらく裁判官に言えないんです。そうすると、ものすごい悔しい思いをしたんですけど、そのとき被告人が辛うじて、「裁判官、今のことおっしゃってるのは分かりません。もう少しスローリー、ゆっくりしゃべってください」と言われるとほっとしたんですよね。そういう裁判官がどうしてできたんかという問題なんです。

それから、別の問題で、私は裁判所時代にいろんな発言をして、そういういろんな活動 もしてきましたけど、今、そういう上澄みだけを採用されている裁判官しかいませんので、 裁判官が裁判所の中の少数者として発言するという機会が全くないし、そういう裁判官が 生まれてこないんですよ。

そういうことを、弁護士任官という一つの手もあるかもしれませんが、そういうことで 八方ふさがりで、今のままだとどんなような解決したって、本当の三権の一翼を担う裁判 所はいい裁判所になっていかないんですよ。そういうことも踏まえた上で、単なる司法試 験の問題ではないと思いますけれども、こういう法曹養成等のときには、やはり裁判所の ことももうちょっと比重を置いて話していただけたらと思います(笑)。どうも失礼しまし た。

須網:ありがとうございました。

花本:今の点いいですか。

須網:どうぞ。

花本: はい。じゃあ、ありがとうございます。少し戻しますと、私のほうで出てきましたアウトカム・ベースト・エデュケーションが重要と思います。これは、藤倉先生の話にも出ましたし、それから柏木先生の話も出ましたけど、やっぱり目標と指導と評価の一体化っていうことなんですね。そういう意味で、法曹像としていったい何が望ましいのか、どういう法律家であるべきなのかっていうことをほんとは突き詰めてないっていうことが一番の問題ではないかと思います。

そこが決まれば、どういう教育をすべきかも決まってきますし、どういう試験をすべきか、評価をすべきかも決まってくる話で、そこがほんとにはっきりしてないということな

んじゃないかと思います。

それで、そういうのもあって、私は、目標と指導と評価の一体化というのをここのところずっと言ってるわけですけれども、そういうことですね。それを個々の授業に落とし込んでもやっぱり同じことで、そのロースクールで目指す法曹像というのがあって、どういう具体的な目標があって、それを民法でいうと、民法の授業に落とし込むとどうなるか。

もちろん、そこで知識だけを教えていても駄目でして、コミュニケーションの能力ですとか、議論の能力ですとか、協同する力だとか、知識を自分で学び取っていく力とかということも含めて教えていかなきゃいけないということなんですね。それらが試されるような試験をすべきだし、それらが最終的には司法試験で試されるということになるんだろうというように思っています。以上です。

須網:会場およびコメンテーターの方々、よろしいでしょうか。土屋さん、どうぞ。すいませんが、手短にお願いいたします。

土屋: 一つだけ、私が家事調停委員をやっていて体験したことをお話ししておきたいと思います。代理人の弁護過誤につながるような件を2件ほど連続して体験しました。それは、遺産相続で遺留分の減殺請求が出されたケースです。代理人が当事者から相談を受けて、申し立てをしてきたんですが、それが、民法で定められている1年の期間を過ぎていて、調停で取り上げることができなかったという事案です。

医師の国家試験のお話をうかがって思うのですけれど、これは、いわば代理人として基本的に身に付けていなければいけない最低限の知識だろう。共用試験という、医師の場合に相当するような事案だと思うんですね。何千万円もの遺留分の請求が吹っ飛んじゃうわけですよ。手続きの過誤で。

最低ラインの必要な知識はやはりあるだろうと。それをきちんとする医学界のやり方に、 私は賛成です。考えたほうがいいと思います。

花本: 今ので。

須網:はい、どうぞ。

花本: そのとおりだと思うんですけど、一つ注意をしなきゃいけないことがあると思いまして。私のほうで、教えたからといって身に付くわけじゃないということを申し上げたんですが、教えてはいるんだと思うんです。ロースクールでもきちんと教えて、たぶん、昔でも教えてるんですが、司法試験がああいう状態だとすると、一生懸命覚えるんですね。しかし、短期間に覚えたことは短期間に忘れるっていうのは、これ、記憶理論の常識なのですが、忘れちゃってるんだと思うんですね。

ですので、おっしゃるとおりで、試験はなきゃいけないんですけども、きちんと身に付くように教えなきゃいけないし、きちんと身に付くことを邪魔するような試験をしてはいけないというように思うんです。

ちょっと戻すと、フロアの方がさっきおっしゃったところで言うと、確かに私どもでも そうでした。試験に受からせるためにいろいろやりました。受験指導もどんどんやってま す。だけど、それでほんとにいいんだろうかっていうことなんですね。

そうやって詰込みで身に付いれば、確かに受かります。だけど、受かった瞬間に忘れちゃうんです。それは教育ではないのではないかと私は思うわけです。だからこういうアクティブラーニングのようなやり方をして、きちんと大事なことは身に付くようにやるのがわれわれの責任なんだと思います。その点でフロアの方に反論したいということです。それができないんだったら、それはもうやめたほうがいいと、確かにそう思います。

大澤:はい。

須網:はい、どうぞ。

大澤: 今、土屋さんから、極めて興味深いケースをご紹介いただいたんですが、おそらく それは旧司法試験組の弁護士ではないかなと思うんですね(笑)。私自身も最近、旧司法試 験組のむちゃくちゃな弁護士の活動を目の当たりにして驚いております。それは、事案に 取り組むにあたって全く何の調査もしない。法的調査も何もしない。調査をする意欲がな いわけです。でも、ロースクールではきちんと調査しなさい、倫理が大切ですよというこ とを教育しているんですよね。それこそが僕は大事なことであって、弁護士が常にまんべ んなく知識を記憶していなければならないということでは、全くないと思います。

ですから、遺留分の事件に取り組むときに、僕らも「遺留分って何だっけかな」って当然調べて、「1年除斥期間あるよね。これ、まずいんじゃないの?」って当然思うわけです。 それをしないことがそういう事案を生むわけなんですよね。ですから、それは、司法試験で基本的知識を問うべきじゃないかっていうこととは、全く別の次元のことではないかなというふうに私自身は思います。

須網: だんだん議論が深まってきたように思います(笑)。他の方はよろしいですか。大澤 先生の質問も出ておりますので、それをここで紹介させていただきます。大澤先生、すい ませんが、質問を読んで頂けますでしょうか。

大澤:はい。「予備試験があったら、そもそも司法試験を改めるって言ったって限界があるんじゃないの?」というご質問です。私のプレゼンの資料をご覧いただきますと、この左上のところに、『「教育」を無用化する予備試験』と書いてありまして、それに対して、右

下の緑色のところを見ていただきますと、司法試験のところに『「予備試験」は廃止』って書いてあります。、私のプランでは、まさに松本さんご指摘のように、予備試験はもう端的に廃止すべきだと思います。何かいろんな理由付けて存続させるんじゃなくて廃止すべきだっていうのが、私の実現可能性のない考え方であります。

松本:ご意見を頂きました、先ほどですね。

須網: フロアの方は、よろしいですか。 椛嶋先生にも、予備試験の廃止は実現可能性がないのかあるのか、どっちに分類されるのか、一応お聞きしてもいいかなと思いますが。

フロア: 僕の意見も大澤さんとおんなじなんですけれども、司法試験をどんなに改革しても、法科大学院に行かなくて受けられる試験があって、そうすると、司法試験の中にいくら法曹倫理とか実務とかそういうのを聞くのを作ったとしても、予備試験では全く法科大学院でそういうことやらないわけですから、結局試験対策みたいなことしかやらないことになってしまって、やっぱり予備試験を廃止するっていうことにならないと、ほんとに司法試験と、それから法科大学院の教育の一体制を作るっていうことは難しいんじゃないかと思うのね。

そうすると、実現可能性っていう問題との関係で、これ、どういうふうに考えていくのかっていうことがやっぱり重要になってくと思いますけれども、それは 4 月に向けてまた議論が深まるんじゃないかと思いますけれども。

須網:どう思われますか、椛嶋先生。丸島さんでも結構ですが。

椛嶋: 私がやりますね。私がしゃべったほうが、あんまり角が立たないと思うので(笑)。 予備試験の廃止に関しては、先ほど私が申し上げたようなスパンで考える限りは、実現可 能性がないと思います。

もしもあるとするならば、法科大学院を修了しないと司法試験を受験できないという、 この司法試験法の受験資格が変われば、つまり、万人が誰もが司法試験を受けられるよう になれば予備試験が必要がなくなるわけですから、廃止されますよね。これは論理的にそ うなるわけですけれども。そういう形での廃止の可能性はあると思いますが、そうでない 形で予備試験が廃止されるという可能性は当面ないと思います。

ただし、2015年の法曹養成制度改革推進会議決定によると、予備試験に関しては、予備試験ルートの人というのは、法科大学院で多様な勉強をしてないことに鑑み、その法曹としての質に問題が生じるんじゃないかという懸念があるので、予備試験のルートの人のその後の成績状況などを見ながら、予備試験の試験科目や、あるいは運用の在り方などに関しては、これは検討するということが政府決定で出ているわけです。

そういう意味でいうと、予備試験の廃止自体はできないにせよ、予備試験の在り方自体を、おそらく法改正にはあたらない範囲で検討するということ、これは実現可能性のあることだと思いますし、それを実務的に行っていくことができれば、一定の効果はあるのではないかと思ってます。

須網:一点だけ質問がありますが、予備試験は、今の状況の中で、誰が一番強く支持しているのでしょうか。

椛嶋: それは、政権与党のとても、何ていうか、力のある人が支持してるんじゃないですか。

須網:なるほど、弁護士会ではなくて。

椛嶋:もちろん。

須網:分かりました。大澤先生に頂いた質問には、だいたいお答えを頂きましたけれど、まだ 15 分ぐらい時間あります。今まで議論された点、議論されていない点、どちらでも結構ですので、会場からご質問があれば、残りの時間受け付けきたいと思いますので、どうぞどなたからでもご質問ください。板東さん。今、何か気配を感じましたが(笑)。

板東:あんまり、私自身がコメンテーターとしての役割を果たせなくて、質問のほうをさせていただくのは恐縮だと思うんですけども、今までのご議論の中だと、割合 all or nothing 的な話がちょっと多いのかなっていう感じがいたしまして、おそらくかなり実現可能なところというのはそうではないのではないか。先ほど実現可能性という言葉を使っちゃいけないのかどうかという議論もあったんですけども。

実際理想に近づけていくためには、やはりいろんな意味でバランス良くといいますか、例えば先ほどアクティブラーニングなどのお話についてもそうだと思うんですけど、全く教えちゃいけないって話ではないと思いますし、むしろ知識の徹底と、それからアクティブラーニングをどう組み合わせていくのかっていう議論とか、あるいは予備試験の話もそうだと思うんですけれども、そういうルート自体が悪いっていうよりは、法科大学院自体の教育というのをどうアピールしていくのか、その有効性といいますか、価値というものをどうアピールし、高めていくのかっていう話とも当然つながってくる話だと思いますので。

ちょっとご質問っていう中で一つ立てさせていただきたいのは、法学部教育とか、先ほどからコンピテンシーって話がございましたけれども、法学部教育も含めて、何を目指しているのか、どういう力を身に付けさせるのかっていうのが、あまり法学教育関係者の中

で議論されていないのではないかっていう感じがいたしまして。

特に法学部教育の話というのが、法科大学院の話との関わりでいえば未修者・既修者という問題とか、あるいは、短期終了コースみたいなものを考えていくのかということなども含めて、やはり有機的な議論がもう少しなされていかなくてはいけないのかなっていう感じがいたしますので、法学部も含めた形での法学教育っていったい何なんだろうかなっていうところが、臨床法学教育というところの根底の議論として必要になってくるのかなっていう感じがいたしますけど、この点についてどなたかお答えいただければありがたいなというふうに思います。

須網: ありがとうございます。Law 未来の会のシンポジウムには、私も参加していました。 そこで、首都大の木村草太先生が、「法学なんてものは自分で勉強するもんだと。教えられるようなものではないんだ」という趣旨のことをおっしゃいました。だから法科大学院は必要ないという話になるわけですね。私は、「先生のおっしゃることは、分かりましたけれど、それは法学部でも同じですよね」と尋ねたら、彼の答えは「そうです」ということでした(笑)。ですから、彼からすると、自己否定だと思いますが、法科大学院も法学部も存在しなくてよいという話になるわけです。これは、法学教育をどうみるかという根本問題に結び付くわけですが、実際には、木村先生のように思っている人は結構多いのかなとも思います。

報告者の方でも、それから会場の方でも、どなたか板東さんのご質問に回答したいという方、ぜひ積極的に手を挙げていただきたいと思います。どうぞ、どなたからでも。ここで2つ3つ発言を頂いて、盛り上がらせて、終わりに流れ込んでいくというのが、今、私の頭の中に浮かんだ筋書きなんですけれども(笑)。はい、柏木先生、どうぞ。

柏木: 今の板東先生の質問は大変重要な点です。それはとくに法学部教育では、教育の目的が全く議論されてないから、戦前からの教育方法を踏襲しているだけで、なにも考えていないように思います。いったい将来のサラリーマンを養成しようとしているのか、官僚を養成しようとしているのか、あるいは法科大学院に入る人を養成しようとしているのか全く分からない。実質的には、法科大学院教育は、司法試験合格者養成が目的になっている。で、司法研修所教育は、法廷法曹教育あるいは裁判官教育になっているといわれています。

で、法曹教育の目的についての真剣な議論がなく、昔ながらの教育の手直しだけでそれ以上は何も考えてないというのが現状じゃないかと思いますけども、いかがでしょうか (笑)。

須網:はい、どうぞ。

花本:全く同感でございまして、法学部、いったい何をやっているのか。私、実は法学部には戻らないんでございますけれども(笑)、問題だとは思います。

さっき申し上げましたが、法学教育は、周回遅れなんじゃないか。國學院大學の中川孝博先生っていう方が『法学部は甦る!』っていう本を書かれています。彼はアクティブラーニングをすごい勢いでやってらっしゃるんですけれども、アクティブラーニングについては、河合塾が実は主導してやっていて、河合塾のシンポなんかに行くと、法学部の人は5人ぐらいしかいない。そこで、全然ついていけないとのことです。

経済学部も文学部も理科系も全部こういう形でやって、非常に面白い、わくわくするような授業をやっている。法学部だけがいまだに 300 人、400 人相手に一方的な講義をやっていると。そんなんではたぶん、受験生来ないだろうと。

今、オープンキャンパスといって、高校生を夏休みとかにたくさん呼んでますけれども、 その際に、模擬授業をやるのですが、中身は面白いんですよ、もちろん。ですが、やっぱり講義をしてるんですね。それで、他のとこに行くと、経済学部なんかに行くと、アントレプレナー、起業体験とか、うちの大学でもやってますけども、うちの場合は、起業じゃなくて、これは地方都市の町おこしのプロジェクトに学生が参加してやって、優秀賞を取ったから採択してくれるっていうわけですよね。これ、やりますよね。法学部でそういうのをやってい」るかっていうことなんですね。

そういう意味で、法学教育は何を目指すかっていうところがはっきりしていない。それがほんとに問題で、これ、このままでいると、法学部に行く学生がいなくなっちゃうんじゃないかと。ローのほうもそうですけれども、面白くないですね、本当に。ロースクールのほうは目指すべき法曹像をきちんと決めて、ビジョン持たせて、こういう法律家になりたいと。そのためには、こういうのは必要だし、こういうことも必要でしょうと。法学教育だって、法学教育の目的をきちんと決めないと、今のままだと他の分野に優秀な学生は取られちゃうのではないか。

特に少子化ですので、昔と違うんですね。優秀な層をすくっていればいい時代じゃないわけです。自ら育てないといい人材は育たないわけですので、それを考えなきゃいけないんじゃないかというのが、私の問題意識です。そういう意味でいうと、実現可能性、この場合でいうと、実現可能性じゃなくて、やらないとなくなるんじゃないかっていうのが私の意識であります。

須網: ありがとうございました。他の方は、いかがでしょうか。法学部で教えていらっしゃる先生方、他にもいらっしゃると思いますので、普段どんなことを感じていらっしゃるのか、この機会に承ることができれば幸いです。ご存じのように、早稲田でも、最近、法学部の受験者は減ってきておりますので。はい、宮川先生、お願いします。

宮川:早稲田大学の宮川と申します。今日は、臨床法学教育学会ですから、教育という点

でのお話が大半を占めていたと思いますけれども、アメリカの臨床法学教育は、少なくとも 2 つ、すなわち、教育と社会貢献を目的としてきたと思います。そして、出発点はむしろ今日あまり語られなかった部分、すなわち社会貢献がこの教育方法論を推進してきたと思います。日本でも、法学教育、あるいは法科大学院教育の中で、学生と教師が社会との接点を持つことが必要であると思うんですね。

日本では、特に法科大学院での法専門職の教育の中で、机上の学修だけをさせるのではなく、社会との接点を持たせながら、議論、そしてそれを使う腕、そしてそれを用いる価値観を統合的に学ばせるために、社会との接点を持つクリニックという教育方法が重要だと思って取り組んできました。

日本の法科大学院教育が、社会との接点を学生に持たせながら法専門職教育を大学でやっていくのはなかなか難しいですけれども、法実務家を育てる教育機関を大学に設置する限りは、社会との接点を持たせながら法科大学院の教育をするという道を追求するということは、専門職教育である限りあるべき形だと思っています。

だんだんと早稲田大学でもクリニックの履修者は少なくなっておりますが、今日の報告者の方々、あるいは、フロアに来ていただいている方々の中で、学生に机上の学修だけではなくて、社会との接点を持たせながら学修機会を持たせることにどれだけの展望があるのかということについて、ご意見を頂ければと思います。

須網: どなた宛のご質問でしょうか(笑)。

宮川:特に指名をすると申し訳ないと思うので、どなたでもイニシアチブをご自身で取っていただくほうがいいと思います。

須網:はい、それでは、積極的にお答えしたいと思われる方どうぞ。

花本: それは前回のときに言ったつもりでありまして(笑)、私の前回のプレシンポで理論と実務の統合ってことを申し上げました。知識と技能と態度の一体化・統合が求められるんだということで、その中では当然、宮川先生のおっしゃるとおり、地域との結び付きっていうのは非常に大事だと思います。

そういう意味ではクリニックが非常に大事ですし、それから、そういう試みでいうと、 関西学院大学等でやられている模擬依頼者ですね。市民の方に模擬依頼者をやっていただいて、それに学生を対応させるっていうのは非常にいい試みではないか。

実は、ちょっと前に、藤倉先生の日本医大でそういう授業を拝見したわけでありますけれども、まさにそういうことを医学のほうでは意識的にやられているわけです。臨床に行く前の段階で、依頼者との経験っていうのは非常に大事なんだということになると思うんですけども、そこに同時に地域の方が参加をして、医学生を非常に温かく見守っているわ

けです。そういう関係が成り立つことが非常に大事だと思いますので、ロースクールの教育でも必ずやるべきだろうと思います。法学教育でも一部できないことはないんじゃないかというふうには思いますけど。

須網:ありがとうございました。

フロア:やっぱり今、ロースクールが市民に開かれるという、授業の中でもそれをやっていくという、非常に大事だと思うんですけども、実は先日、市民依頼者の模擬依頼者を使って、大阪弁護士会で100人の新入の68期のその人たちの研修を、模擬依頼者で法律相談をやってみたんですね。同じケースです。それで、20チームぐらいにやって、何回も、10回ぐらいに分けてやったんですけども、基本的にわざとちょっと見通しが暗い事件。すぐ時効だと分かる。だけど時効中断の事由がもしかしたらあるかもしれない。そういうケースでやらしてみたんですけれども。

そのときに、やはり、だいたい予想はしてたんですけれども、基本的にやっぱり新人の 弁護士さん、僕らも相寄るんですけども、やっぱ間違えないように間違えないようにとい うことで、自分が裁判官なんですね、どっちかというと。で、その暗い見通しで言うから、 そうすると、依頼者から新たな情報が引き出せない。人間というのは総合主義ですから、 その人が暗い表情で「難しいですよね」って言ったら、有利な情報を依頼者が語ろうとい う意欲がなくなって、実は時効中断の事由をその人がいっぱい持ってるんだけど、それを 引き出すことができなくて。

最後に「内容証明打ちましょうか」って言って、私に任せた、内容証明。内容証明なんかそんな打ったら、逆に向こうも弁護士が付いて、時効援用されてそれで終わってしまうっていう、むしろ逆効果になるような、そういうアドバイスをして終わるというチームが結構多かったんですね。

やはりそのときに、私やっぱりロースクール教育で、法学部も含めてなんですけれども、 じゃあ法学部あるいはロースクールでどういう人間をつくろうかというと、法学部もロー スクールも含めて、やっぱりルール。私たちが大事なのは、ルールを見つけ出し生み出す 人間であり、かつ、そのルールは固定的なものではなくて、態度、3つの教育の中の一番大 事なのは、やっぱり難しいし、一番大事なのは態度だと思うんですけども、より公正でよ り私たちが、ずっと人類が重ねてきた歴史の中で試される、より公正なルールを生み出そ うという前向きの意欲とスピリットを持った人間を広い意味で作り出すということが、お そらくわれわれの、経済学部とは違う法学部の持つ特性だろうと思うし。

やっぱオバマの演説、私が感動して、今のトランプと全然違うのよ、やっぱり(笑)。そういう態度というのが、いろいろ現実は彼はできなかったことはいっぱいあるけれども、 そこにやっぱり弁護士出身の政治家の、私は違いがあったというふうに思うんですね。

やっぱりそういう、法学部はやっぱりそこが広い、もっと広い視野で作るんだし、ロー

スクールはさらにその上に立って、より専門的な人間をつくるんだと思うんですけど、やっぱり態度。その態度を育てていく。これは試験としては評価非常に難しくて、それは司法試験ではやっぱり試せないから、医学部的なそういうやり方をしていかないといけないけども、教育プロセスにおいてはやっぱりそういうものを、市民とかそういうより開けた形で作っていくっていう、そういう教育手法は非常に大事だし、それをやっぱり弁護士会でも継続してずっとやっていくってことが大事なので、法学部ではおそらくルールメイキングを、もっと初歩的な自分たちのコミュニティでやってみるとか、そういうことをどんどんやっていくのが法学部の役割じゃないかなというふうに思います。

須網: ありがとうございました。確かに、トランプ大統領はビジネススクールの出身ですから(笑)、やはりロースクールとビジネススクールでは違うかもしれませんよね。

今日は、どちらかというと年配の方の発言が多くて、あと 10 年経ったら誰も現役ではないという方の発言ばかりだったように思いますが(笑)、若い方もいらっしゃっておりますので、ぜひ最後に若い方にもご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

フロア:1月に、アメリカでロースクール大会に参加をさせていただいたときに、East bay というバークレーの出身者が作った法律事務所をお尋ねさせていただいたんですけれども、East bay が作られた経緯というのが、もともとレーガンがカリフォルニアの州知事だったときに法的サービスに対する補助金をほとんど打ち切ったということで、確かレーガンだったと思うんですけど、それで、これじゃいかんということで、バークレーの出身の弁護士たちが自前でその East bay という事務所を作り活動しているということなんです。

そこで訪ねさせていただいてすごく感動したのが、一つはクリニックの中で、二つぐらいあるんですけれども、一つはクリニック、日本と違って法テラスというような制度がないからかと思うんですけれども、クリニック自身が学生も含めて社会のインフラを担ってるという非常に強い意識を持っていたということと、もう一つは、クリニックの学生が通常のクリニックの中で感じた問題点を、いわば現行の法律ではもう乗り越えられないものについて、何といいますかね、アドボカシーをして、その次のクリニック、第二期のクリニックとしてアドボカシーをして、現実的に年間で2~3本の改正を勝ち取っているみたいなんです。使用条例とかですね。

それを聞いたときに、何か自分がロースクールで受けてきた教育の中で、現行の制度に 批判的になれるっていう、それにすごい感激をいたしまして。確かに、まだとんちんかん な発言かもしれないんですけれども、司法修習も私、すごく良かったと思いますけれども、 司法修習はやっぱり実務はこうあるべきだと。あるものであるから、それにいかにソフト ラーニングできるかということを教えていただく機会であるのに対して、やはりロースク ールのクリニック教育っていうのは、何というか、ほんとに批判的な精神が法律家の魂だ とすれば、まさにそれを体現しているものであるなというふうに強く感じた次第です。 **須網**:ありがとうございました。East Bay Community Legal Services Center には、早稲田大学法科大学院が、クリニックの制度設計をしている時期に、私もお伺いさせていただきました。早稲田大学の法科大学院は、今、白木さんがおっしゃったように、現状を批判的に捉えてそれを乗り越える方策を考えだすことが、法律家の仕事であり、現状をそのまま受け入れるのは法律家ではないというコンセプトで立ち上げて、だんだん劣化しながらも、まだ何とかやっております(笑)。白木さんは、早稲田のロースクールの卒業生ですが、今のお話をお聞きして、これで安心して引退できると感じました。

さて、すいません、5時3分になりました。私の不手際というか、十分なコーディネートができたかどうか分かりませんが、どうも皆さんありがとうございました。最後に、宮川先生の総括がプログラム上予定されています。これでディスカッションの部分は終わりにさせていただきたいと思います。

どうぞ報告者の方々、それから、大変充実した議論を作っていただいたコメンテーター の方々に盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

石田: ディスカッションにご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。それでは、 最後に早稲田大学教授で臨床法学教育学会の初代理事長の宮川成雄(みやがわしげお)さ んに総括と、閉会の挨拶をお願いいたします。

宮川:総括をする場でもないと思いますので、4月23日に本番の10周年の大会がありますので、そのことについて若干アナウンスをさせていただきたいと思います。

会場は明治大学で行われます。テーマは「架橋から統合へ」というふうに題されておりまして、「2001年司法制度改革理念の先へと」と書いてあります。10周年ではありますけれども、決して10年を回顧する大会というふうには企画委員会と役員会では考えていない申し上げておきたいと思います。10年を踏まえて前を向く。いかに現状を打破するのかということに力を注いで企画をしようと考えております。

今日の資料の一枚紙の両面に 10 周年の大会の内容が書いてあります。シンポジウムの報告者の名前が列記されています。先ほど須網さんがおっしゃったような、何か古い人ばっかりですけれども(笑)。冒頭に法科大学院修了者の九州大学の高平奇恵さんが「内包する矛盾とその克服の方途」ということで、前向きの見解を述べていただけると思います。

シンポジウムの前に部会がいくつかありまして、その中でも特に若手部会というのを毎年力を入れてやっています。今年はたまたま偶然なんですが、3人の報告者の中に、弁護士登録している人はいるんですけれども、弁護士業をしている人はいなくて、民間のシンクタンクであるとか、あるいは今話題になっています、新国立競技場の建設に関わるとか、あるいは JAXA の宇宙開発に関わるというような人材を、法科大学院であればこそ輩出できた人材だというふうに思っております。

このような、法科大学院出身の新しい法曹自身が、彼ら彼女らの新しい法曹像を具体的に示してくれると思います。今日の議論の中で 1 つの課題としていわれておりました、新しい法曹像とはいったい何かということを具体化することを、4 月の 10 周年の大会で行いたいと思っております。

そして、とりわけ今日の議論の中で、柏木先生のほうから「学会の名前を変えてはどうか」というご指摘を頂きました。10年間この学会の活動に関わってきたわけですけども、いつも、臨床法学教育学会っていう、「臨床」ということに限定せずに、医学教育学会のように、例えば法学教育学会というふうに衣替えをするとか、あるいは法科大学院の法専門職の養成ということに特化してるということがこの学会の一つの存在意義であると思いますので、そこに特化をすれば、柏木先生におっしゃっていただきましたように、学会の名前の衣替えも視野に入れて、さらに先の10年、20年を進んでいきたいなと思っております。4月23日の学会にはぜひ、たくさんの方がいらっしゃってくださいますようにお願い申し上げます。今日はどうもありがとうございました。(拍手)

石田: どうもありがとうございました。これをもちまして、全てのプログラムが終了いたしました。本日は晴天の週末にも関わらず、たくさんの方にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。これで第 2 回プレシンポジウムを終了いたします。ありがとうございました。(拍手)